

**東御市人権施策の基本方針・基本計画  
(第4回改定)**

**(案)**

令和8(2026)～令和12(2030)年度

**東 御 市**

はじめに

東御市立第一中学校の児童数と市立第一中学校  
(児童数と市立第一中学校)

(注)

児童数(2023) 5,100名 令和8年●月 5,100名

東御市長 花岡 利夫

東御市立第一中学校

# 目 次

## 基本理念

基本方針	1
・基本理念	
・基本方針	
Ⅰ 人権同和教育・啓発の推進	4
Ⅱ 相談体制の充実と関係団体との連携強化	5
Ⅲ 人権施策の基本方針・基本計画体系図	6
Ⅳ 人権課題への取り組み	7

## 基本計画

### 第1章 基本的事項

<del>1</del> 基本計画改定の趣旨	<del>7</del>
1 計画の位置づけ	11
2 計画期間	12
3 SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取り組み	13
4 計画の推進体制基本施策の推進	
基本計画の体系	14

### 第2章 人権施策の推進

Ⅰ 人権同和教育・啓発の推進	18
1 あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進	18
2 人権問題に関する調査・研究の充実	19
Ⅱ 相談体制の充実と関係団体との連携強化	20
3 実効性のある相談体制の充実	20
4 施策推進のための関係団体との連携強化	21
<del>Ⅲ 人権課題への取り組み</del>	<del></del>

### 第3章 人権同和教育・啓発の推進

1 就学前における人権同和教育	24
2 学校教育における人権同和教育	25
3 社会における人権同和教育	27

### 第4章 様々な人権課題に対する現状と取り組み課題別施策の推進

課題別推進の体系	30
1 部落差別(同和問題)	31
2 こどもの人権	34
3 女性の人権	37
4 障がい者の人権	40
5 高齢者の人権	43
6 外国人の人権	46
7 性的マイノリティの人権	48
8 犯罪被害者等の人権	50
9 インターネットによる人権侵害問題	52
10 その他の人権問題	54

## 資料

用語解説

東御市人権尊重のまちづくり条例

東御市人権尊重のまちづくり審議会規則

平和と人権を守る都市宣言

東御市犯罪被害者等支援条例

東御市犯罪被害者等支援金支給要綱

東御市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

日本国憲法(抜粋)

人権教育および人権啓発の推進に関する法律

世界人権宣言(抜粋)

東御市人権施策の基本方針・基本計画策定の経過

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

「人権と暮らしについての意識調査」報告(抜粋)

# 基本方針

## 基本的な考え方

本市では、平成 16(2004)年4月に新市が発足し、新市建設の基本方針を「東御市まちづくり計画」に定め、それを基本に「第1次東御市総合計画」が策定され、その基本構想に基づき、「東御市人権尊重のまちづくり条例」が平成 16(2004)年 12 月に制定されました。

「東御市人権施策の基本方針」及び「東御市人権施策の基本計画」は、東御市人権尊重のまちづくり条例第4条の規定により、人権施策の総合的な推進を図るため定めるもので、平成 18(2006)年2月に策定されました。市のあらゆる施策や業務に人権尊重の精神が生かされるよう、それぞれの課題に共通する基本施策及び分野別施策の方向性を明らかにし、部落差別(同和問題)、子ども、女性、障がい者及び高齢者等の人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりを進めています。

第4回となる今回の見直しは、令和6(2024)年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」及び「生活実態調査及び意識調査」の結果や昨今の社会情勢の変化を踏まえ、庁内の各部局と協議・調整を行いました。

また、東御市人権尊重のまちづくり審議会を開催し、この基本方針・基本計画の実施状況を検証・審議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、多くの市民意見の反映に努めました。

なお、概ね5年を目安に意識調査等を実施し、基本方針・基本計画の見直しを行います。

## 基本理念

# 「全ての人が尊重されるまちを目指す」

国連において「世界人権宣言」が採択されて以来 70 有余年が経過し、今日、「人権の尊重」は世界的な潮流となり、様々な課題に対して取り組みが展開され、人権意識の高揚がある程度図られてきました。人権が尊重された社会を築いていくためには、全ての人が差別を受ける人の痛みを感じ、人権を大切にしようとする意識の醸成と行動を起こしていくことが不可欠であり、人権意識を普遍のものとしなければなりません。

東御市人権尊重のまちづくり条例は、第1条で、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等である」ことを保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の精神にのっとり、市及び市民の責務を明らかにするとともに、部落差別をはじめとした、あらゆる人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することとされています。

この基本方針では、「人権同和教育・啓発の推進」、「人権が侵害された被害者の救済」、「人権に関する重要課題への取り組み」を通じて、一人ひとりが尊重されるまちづくりに向け、市民、諸団体・諸機関、行政などが一体となって、あらゆる努力を重ねることにより、21 世紀を「人権の世紀」となるよう取り組んでいこうとするものです。

## 基本方針

### I 人権同和教育・啓発の推進

差別のない人権が尊重される社会づくりをめざして、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目的に人権同和教育を推進し啓発活動を実施してきましたが、差別を助長・容認する社会意識が依然として根強く残っています。部落差別をはじめ様々な差別や人権侵害が存在していることは、令和6(2024)年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」及び「生活実態調査及び意識調査」でも明らかです。

こうした現状を踏まえ、全ての人々がそれぞれの問題の本質を正しく理解し具体的に実践できるよう、現在取り組んでいる人権同和教育・啓発を一層充実させ推進していく必要があります。さらに、市職員・教職員等人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権同和教育を充実したものとし、啓発活動についても継続かつ効果的に実施していく必要があります。

- 1 人権同和教育・啓発の推進にあたっては、平成 12(2000)年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、平成 28(2016)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」及び本市の平成 29(2017)年の「平和と人権を守る都市宣言」の趣旨を踏まえながら、学校、家庭、地域社会、職域などあらゆる場を通じた人権同和教育・啓発を推進し、「東御市人権尊重のまちづくり条例」の理念、内容の普及・啓発に努めます。
- 2 東部人権啓発センターを拠点として、人権問題に関する調査・研究の充実、推進を図り、今後の施策展開への活用を図ります。

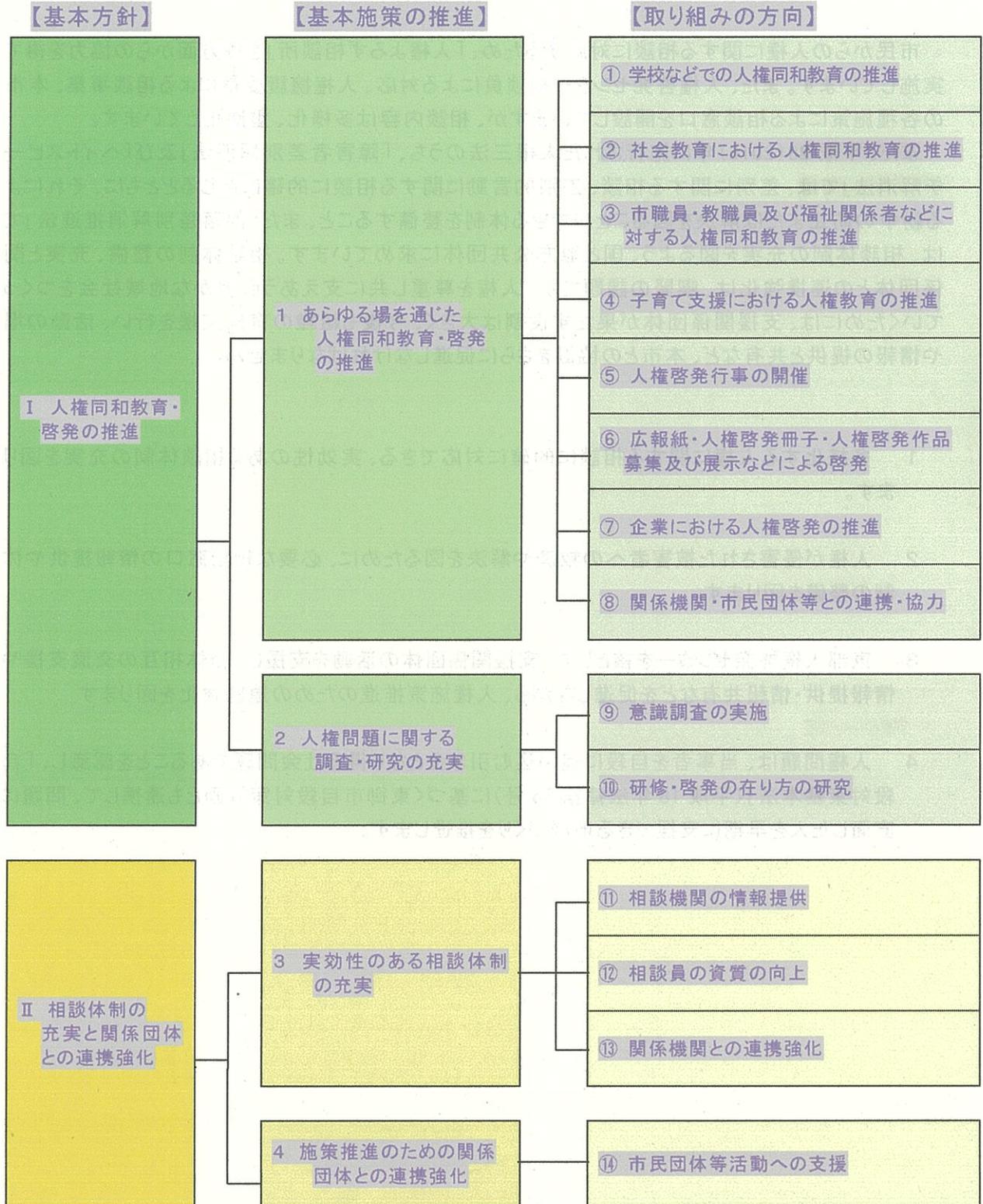
## Ⅱ 相談体制の充実と関係団体との連携強化

市民からの人権に関する相談に対応するため、「人権よろず相談所」を各方面からの協力を得て実施しています。また、人権啓発センター相談員による対応、人権擁護委員による相談事業、本市の各種施策による相談窓口を開設していますが、相談内容は多様化、重層化しています。

また、平成 28(2016)年に施行された人権三法のうち、「障害者差別解消法」及び「ヘイトスピーチ解消法」では、差別に関する相談、差別的言動に関する相談に的確に応じるとともに、それによる紛争の防止または解決を図ることができる体制を整備すること、また「部落差別解消推進法」では、相談体制の充実を図るよう、国と地方公共団体に求めています。相談体制の整備、充実と関係団体との連携強化は、喫緊の課題です。人権を尊重し共に支えあう心豊かな地域社会をつくっていくためには、支援関係団体が果たす役割は大きく、今後も組織の育成支援を行い、活動の場や情報の提供と共有など、本市との協働をさらに促進しなければなりません。

- 1 多様化する人権に関する相談に的確に対応できる、実効性のある相談体制の充実を図ります。
- 2 人権が侵害された被害者への救済や解決を図るために、必要な相談窓口の情報提供や体制の整備を図ります。
- 3 東部人権啓発センターを核として、支援関係団体の活動を支援し、団体相互の交流支援や情報提供・情報共有などを促進しながら、人権施策推進のための連携強化を図ります。
- 4 人権問題は、当事者を自殺に追い込む引き金となり得る社会問題であることを認識し、「自殺対策基本法」(平成 18 年法律第 85 号)に基づく東御市自殺対策計画とも連携して、問題に直面した人を早期に支援できる地域づくりを推進します。

### Ⅲ 人権施策の基本方針・基本計画 体系図



※関係団体とは、関係行政機関、市民団体、民間法人を指します。

## IV 人権課題への取り組み

様々な人権課題がある中、国では「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(平成 14(2002)年制定、令和 7(2025)年変更)において、また、県においては、平成 22(2010)年に人権政策推進基本方針として主な人権課題を掲げています。

本計画では国及び県の人権課題を踏まえ、本市の実情に即して下記の 10 項目の人権課題について取り組みます。

### 【課題】

1	部落差別(同和問題)
2	こどもの人権
3	女性の人権
4	障がい者の人権
5	高齢者の人権
6	外国人の人権
7	性的マイノリティの人権
8	犯罪被害者等の人権
9	インターネットによる人権侵害
10	その他の人権問題

# 基本計画

## 第1章 基本的事項

様々な人権課題の解決に向け、令和3年に本計画を見直し、施策を推進してきましたが、社会情勢の変化に伴い、施策としてより推進していく課題や新た進めていかなければいけない課題も出てきました。

ここでは、第3回見直しの基本計画も踏まえつつ、国や県、市の施策との関連やSDGsとの関連性を記し、本計画に対する推進体制や推進体系を示しました。

## 1 基本計画改定の趣旨

本市では、平成16(2004)年4月に新市が発足し、新市建設の基本方針を「東御市まちづくり計画」に定め、それを基本に「第1次東御市総合計画」が策定され、その基本構想に基づき、「東御市大権尊重のまちづくり条例」が平成16年12月に制定されました。

「東御市大権施策の基本方針」及び「東御市大権施策の基本計画」は、東御市大権尊重のまちづくり条例第4条の規定により、大権施策の総合的な推進を図るため定めるもので、平成18(2006)年2月に策定されました。市のあらゆる施策や業務に大権尊重の精神が生かされるよう、それぞれの課題に共通する基本施策及び分野別施策の方向性を明らかにし、部落差別(同和問題)、子ども、女性、障がい者及び高齢者等の大権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に大権が尊重されるまちづくりを進めています。

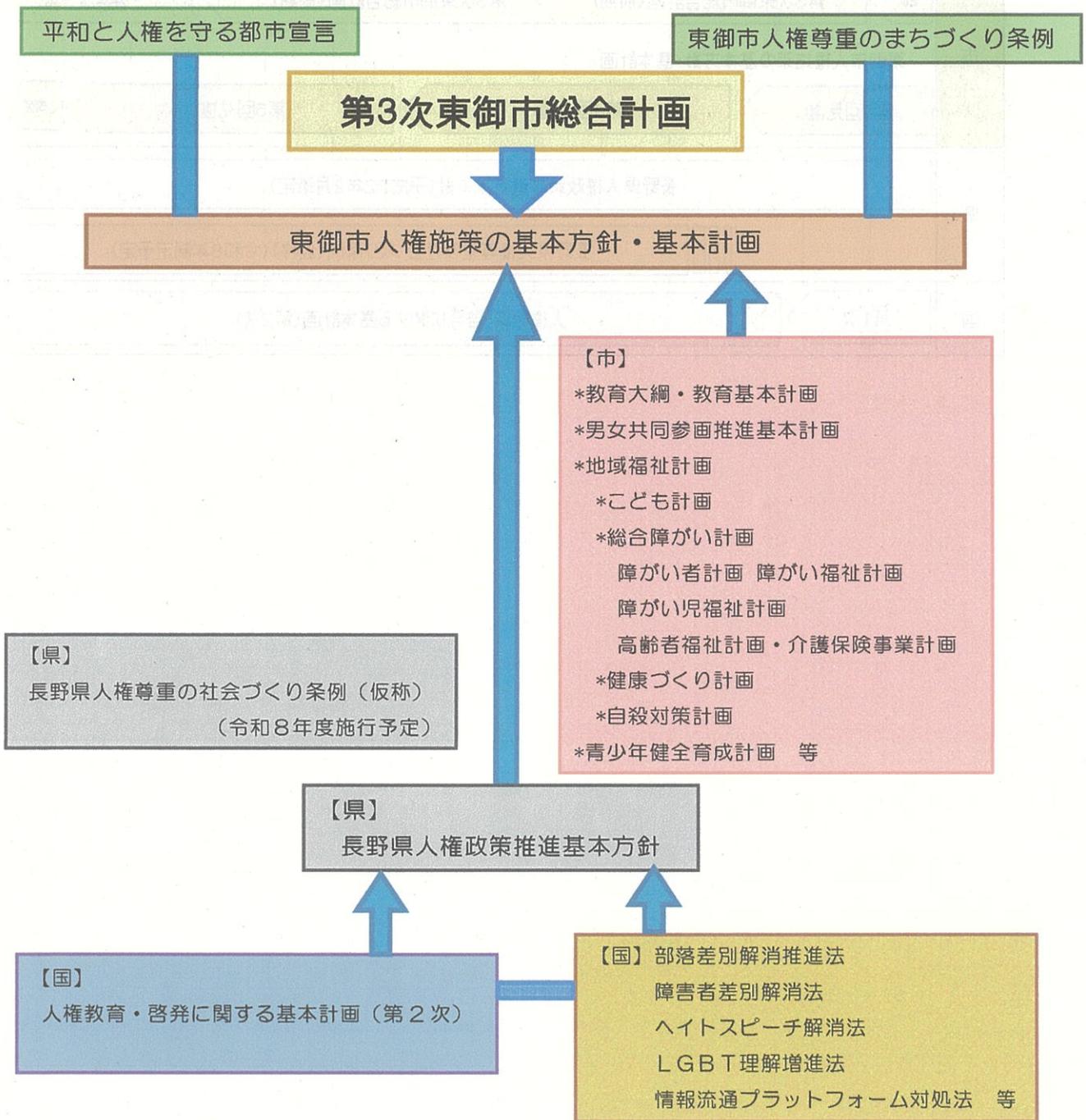
第4回となる今回の見直しは、令和6(2024)年度に実施した「大権と暮らしについての意識調査」及び「生活実態調査及び意識調査」の結果や昨今の社会情勢の変化を踏まえ、庁内の各部局と協議・調整を行いました。

また、東御市大権尊重のまちづくり審議会を開催し、この基本方針・基本計画の実施状況を検証・審議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、多くの市民意見の反映に努めました。

## 1-2 計画の位置づけ

「東御市人権施策の基本方針・基本計画(第4回改定)」(以下、本計画)は、第3次東御市総合計画(2024年度～2033年度)を上位計画とし、個別計画として位置づけられています。基本目標のひとつである「自然と多様な人々が共生するまち」を実現するため、真に人権が尊重されるまちづくりを推進するにあたり、あらゆる人権に関する現状と課題、施策の方向を示すものです。

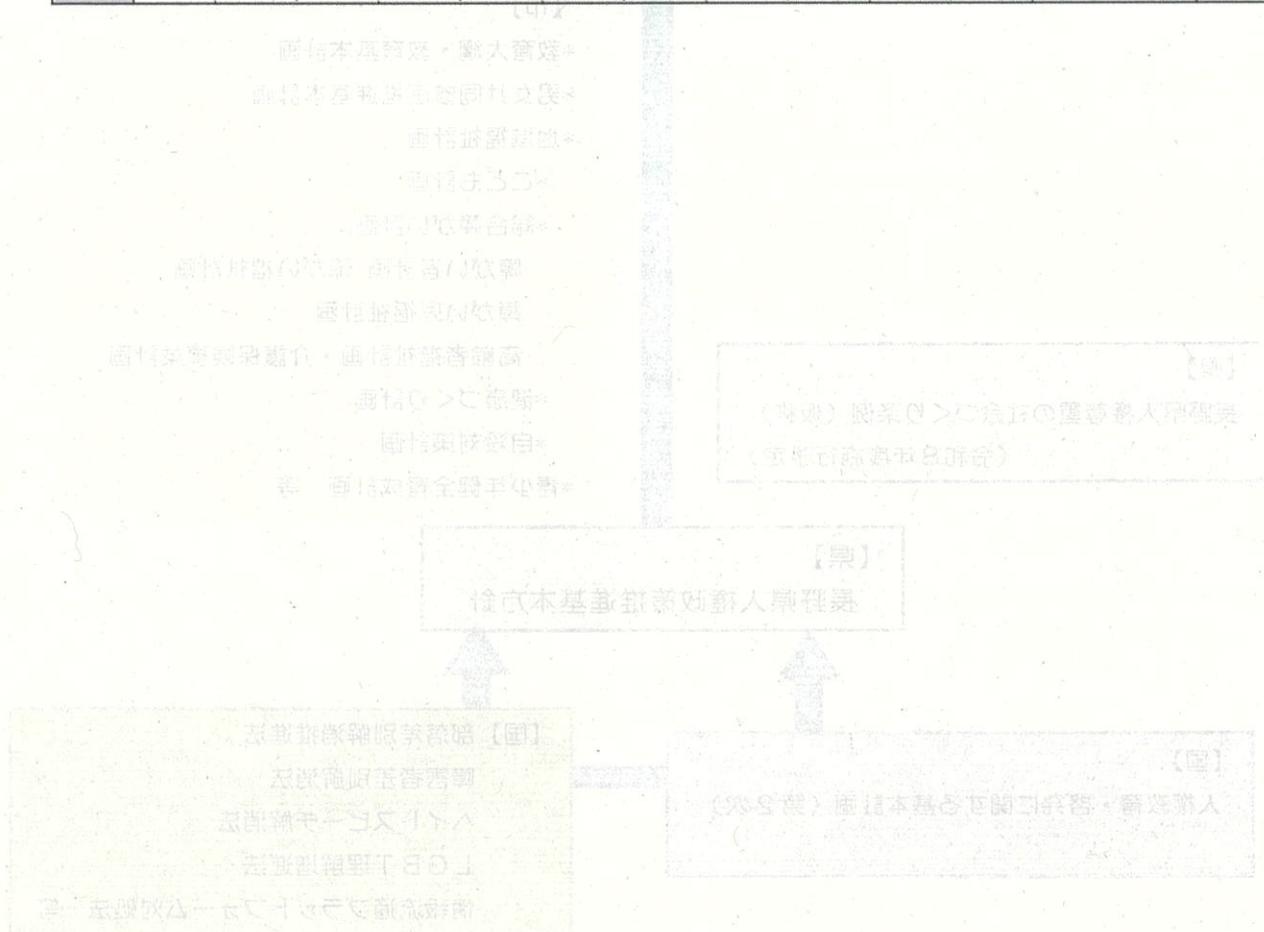
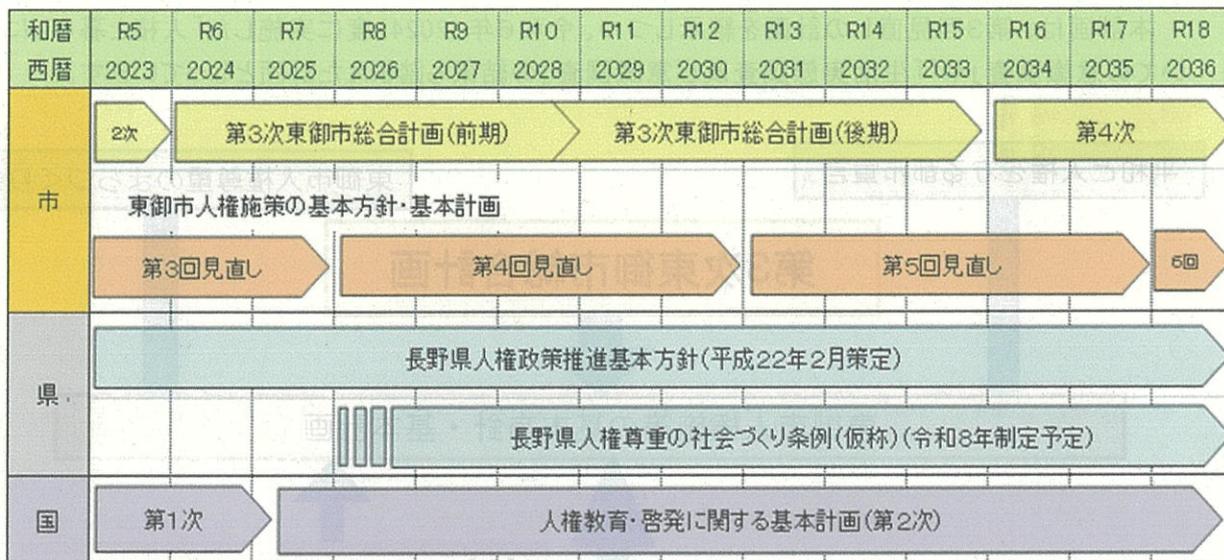
本計画は、第3回見直しの計画を継承しつつ、令和6年(2024)度実施した「人権と暮らしについての意識調査」や「生活実態調査及び意識調査」の結果も踏まえた計画となっています。



## 2-3 計画期間

令和8年度からの計画期間

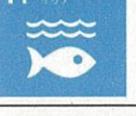
今回策定した本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。  
 なお、社会情勢や地域社会の変化などをふまえて、必要に応じて計画を見直します。



### 3-4 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

SDGsは、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても、世界基準の目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。

	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>【目標11】包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>【目標4】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p>		<p>【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		<p>【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>【目標9】強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

## 4 計画の推進体制

基本理念である「全ての人が尊重されるまちを目指す」ためには、「市・市民・関係組織や団体」がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら本計画を推進していくことが必要です。

### (1) 庁内体制による推進

人権に関する課題は多岐にわたることから、これらの人権施策を効果的に推進していくため、「庁内人権尊重のまちづくり審議会幹事会」と連絡調整を密にして施策の推進を図ります。

### (2) 東御市人権尊重のまちづくり審議会

人権尊重のまちづくり審議会(以下、審議会)は「東御市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権施策を推進するために条例によって定めた機関であり、人権に関し識見を有する方々で組織しています。

審議会では、本計画における人権施策の進捗状況について調査審議を行うとともに、計画の見直しなどについて幅広い見地から意見を述べます。

### (3) 市民、区、企業、各種団体、学校との連携

人権施策の推進にあたっては、市民、区、企業、各種団体及び学校・PTA等を含む人権に関わる機関と連携・協力をしながら取り組みます。

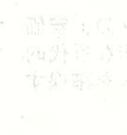
### (4) 国、県等との連携

国や県などを含む人権に関わる機関等の情報を積極的に活用するとともに、効果的に人権施策の推進が図れるよう連携してまいります。

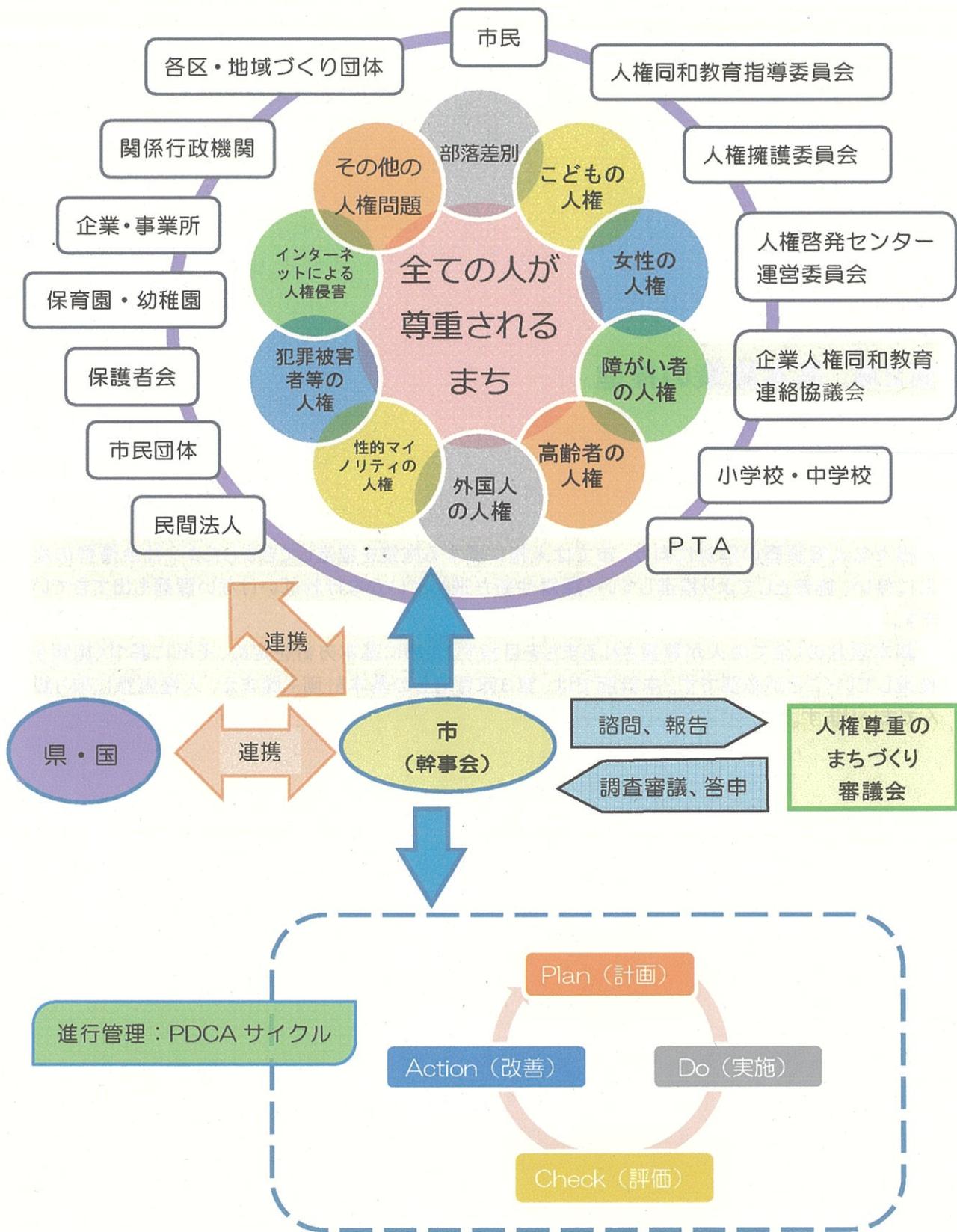
### (5) 評価と見直し

本計画を実効性のあるものにするため、審議会に対し計画の進捗状況及びPDCAサイクルに則った評価等を報告します。審議会はその内容に対し、調査審議を行います。

また、社会情勢の変化などに応じて5年ごとに計画の見直しを行い際には、意識調査等を実施してまいります。

<p>【1】市民・区・企業・各種団体・学校との連携</p> 		<p>【2】国・県等との連携</p> 	
<p>【3】市民・区・企業・各種団体・学校との連携</p> 		<p>【4】国・県等との連携</p> 	
<p>【5】評価と見直し</p> 		<p>【6】国・県等との連携</p> 	

推進体制イメージ図



## 第2章 基本施策の推進

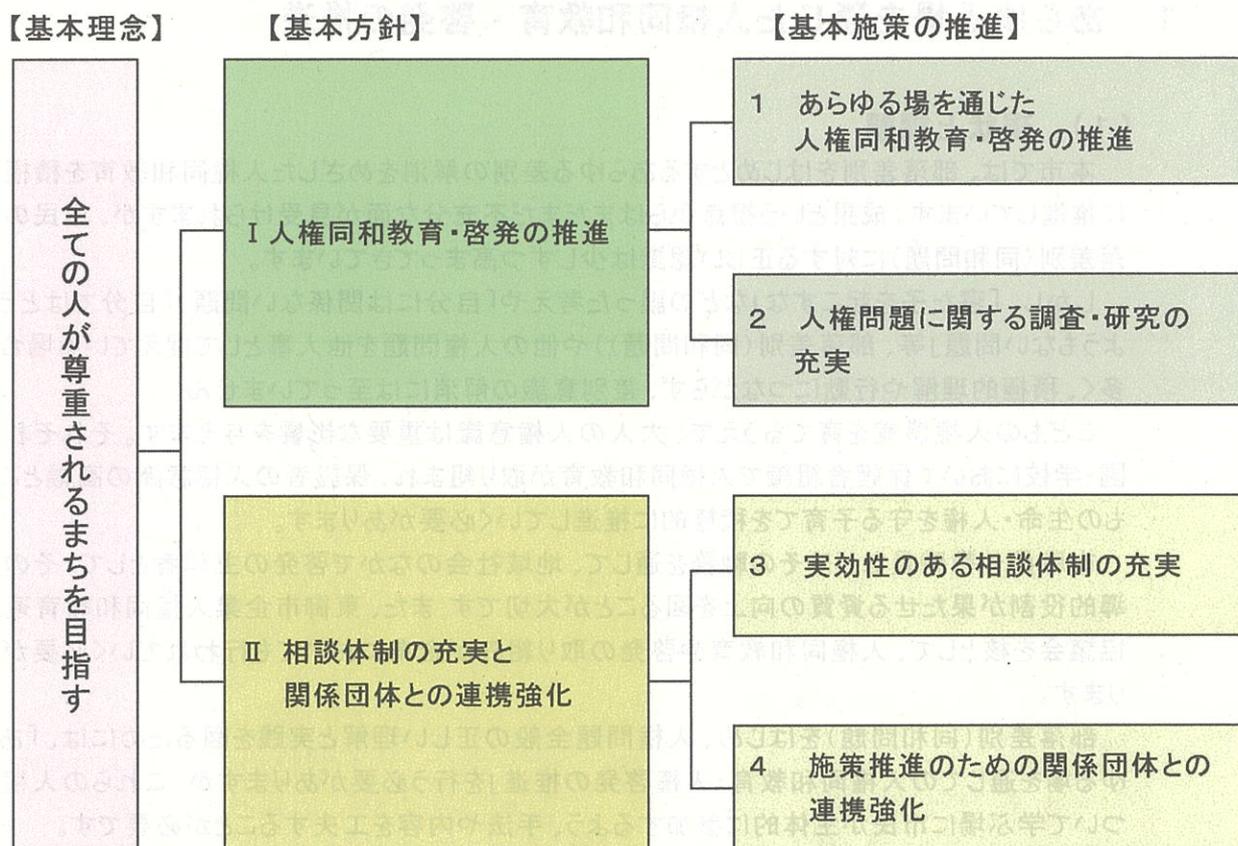
様々な人権課題の解決に向け、市では人権に関する施策を推進してきましたが、社会情勢の変化に伴い、施策としてより推進していく課題や新た進めていかなければいけない課題も出てきます。

基本理念の「全ての人々が尊重されるまちを目指す」ために基本方針を定め、それに基づく施策を推進していく必要があります。本計画では、第3回見直しの基本計画も踏まえ、人権施策に取り組んでまいります。



## 5 基本施策の推進

### ○基本計画の体系



※関係団体とは、関係行政機関、市民団体、民間法人を指します。

## I 人権同和教育・啓発の推進

### 1 あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進

#### (1) 現状と課題

本市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざした人権同和教育を積極的に推進しています。成果という視点からはまだまだ不十分な面が見受けられますが、市民の部落差別(同和問題)に対する正しい認識は少しずつ高まっています。

しかし、「寝た子を起すな」などの誤った考えや「自分には関係ない問題」「自分ではどうしようもない問題」等、部落差別(同和問題)や他の人権問題を他人事として捉えている場合も多く、積極的理解や行動につながらず、差別意識の解消には至っていません。

こどもの人権感覚を育てるうえで、大人の人権意識は重要な影響を与えます。それぞれの園・学校において保護者組織で人権同和教育が取り組まれ、保護者の人権意識の高揚とこどもの生命・人権を守る子育てを積極的に推進していく必要があります。

市職員や教職員などはその職務を通じて、地域社会のなかで啓発の主体者として、その指導的役割が果たせる資質の向上を図ることが大切です。また、東御市企業人権同和教育連絡協議会を核として、人権同和教育や啓発の取り組みが企業においても行われていく必要があります。

部落差別(同和問題)をはじめ、人権問題全般の正しい理解と実践を図るためには、「あらゆる場を通じての人権同和教育・人権啓発の推進」を行う必要がありますが、これらの人権について学ぶ場に市民が主体的に参加するよう、手法や内容を工夫することが必要です。

#### (2) 取り組みの方向

ア 正しい知識・理解を深めるため、これまで取り組まれてきた同和教育の成果を踏まえ、それぞれの学校や職場において対象者の知識や習熟度、発達段階に応じた体系的、実践的な人権同和教育を実施します。

イ 学習会や研修会は、市民誰もが参加しやすいようにより多くの機会を設け、主体的に学ぶことができるよう内容を充実させ、分かりやすくかつ参加者の心に響く内容にすることにより、人権尊重の実践につながるものにしていきます。

ウ 人権啓発の推進にあたっては、市民が興味をもって参加できる行事などの開催や地域に密着したきめ細かい多様な啓発活動を展開するため、関係機関・市民団体と連携・協力を図りながら、人権学習に取り組めるよう情報の提供を進めます。

## 2 人権問題に関する調査・研究の充実

### (1) 現状と課題

- 長年の取り組みにかかわらず、部落差別をはじめとする様々な人権問題について、偏見や差別で悩み苦しんでいる方がいるのが現状です。部落差別解消推進法成立の背景ともなっているインターネットなどを利用した差別事象も、深刻な人権侵害として広がっています。
- そうした事象の背景や課題を究明する必要があります。また、人権問題の解決に向けて効果的な施策を推進するためには、各種調査やアンケートの実施により、市民の意見を聞かせていただくことが必要です。

### (2) 取り組みの方向

- ア 部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、様々な施策を効果的に実施するため、また、市民の人権意識を把握するため、調査・アンケートを定期的に行います。
- イ 市職員の意識調査を実施して人権に配慮した職務を遂行するよう研修・啓発に努め、必要な点については職務の改善に働きかけます。
- ウ 調査・アンケートの結果を踏まえ、体系的な啓発や研修のあり方について、人権同和教育指導委員会を中心とした研究を進め、効果的な啓発方法の導入に努めます。

## Ⅱ 相談体制の充実と関係団体との連携強化

### 3 実効性のある相談体制の充実

#### (1) 現状と課題

本市では、弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員などによる定期的な「人権よろず相談所」を実施しています。この他にも人権啓発センター相談員による対応、人権擁護委員による相談事業、本市の各種施策による相談窓口を開設しています。

多様化・複雑化している人権に関する相談に的確に応じるためには、関係各課、関係機関との連携が重要です。

また、相談者に安心して窓口を利用してもらえる環境づくりが必要です。

#### (2) 取り組みの方向

ア 市民の困りごとや悩みがいち早く解決されるように各相談機関の連携強化を図るとともに、実効性のある相談体制の充実に努めます。

イ 多様化している人権に関する相談に的確に応じることができるよう、研修を重ねるとともに、受講を通して相談員の資質の向上に努めます。

ウ 市広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどを活用して各相談機関の情報提供することで、的確な相談窓口につなげるように努めます。

エ 各相談機関と相互に情報交換し、市民に提供できる情報を充実させるように努めます。

オ 地域住民の最も身近な相談場所として、東部人権啓発センター及び北御牧人権啓発センターの役割が発揮できるよう周知に努めます。

カ 人権侵害の救済・解決が図られるよう、専門機関などと協働します。

## 4 関係団体との連携強化

### (1) 現状と課題

人権問題の解決は、行政の施策実施のみで実現されるものではなく、市民一人ひとりが自分自身のこととしてとらえ、行動することによってもたらされます。この計画に基づいて施策を実施していくにあたっては、広く市民団体に参加を呼びかける必要があります。

市内には、福祉関係や青少年育成などの人権に関わるボランティアグループが多く活動しています。引き続き、これらの団体と協働していくことが必要です。

また、部落解放同盟東御市協議会の果たしてきた役割は、部落差別(同和問題)の解決を目指す活動にとどまらず、暮らしやすい環境づくりなどの面においても顕著であり、更に発展強化されるよう支援していく必要があります。

### (2) 取り組みの方向

ア 市民の意見が反映できる仕組みのもとで、市民と市が協働して人権尊重のまちづくりを推進します。そのためには、市から情報を発信するだけにとどまらず、市民や企業の活動について情報収集し、それを市民に向けて発信することにも努めます。

イ 意識調査などで寄せていただいた意見にも耳を傾け、人権尊重のまちづくりの推進のために活かしていきます。

ウ 市民が自主的に行動できるように、人権に関連した活動団体を結成したときは、積極的に協力・支援を行います。

エ 団体が安心して地域に密着した活動ができるよう、団体の結成や活動に関する相談に応じ支援します。

オ 団体の交流を図り、人権に関する市民の自主的な活動を促すような事業を検討します。

カ 部落解放同盟東御市協議会の活動を支援します。

キ 法務局や人権擁護委員及び人権啓発活動ネットワーク協議会等との連携を強化します。

ク 差別事象など、人権侵害の事象などへの対応については、法務局などの関係機関や関係団体などと連携し、今後の啓発活動に活かすなど再発防止に努めます。

## 第32章 人権同和教育の推進

部落差別をはじめとするあらゆる差別のない人権尊重のまちの実現には、市民一人ひとりが人権を尊重する事の重要性を正しく理解し、人権に配慮した行動を体得するための人権同和教育と啓発活動が重要な役割を担っています。

また、市行政全ての分野において人権の視点に立ち、総合的に施策を推進することで人権が尊重されるまちづくりに繋がります。

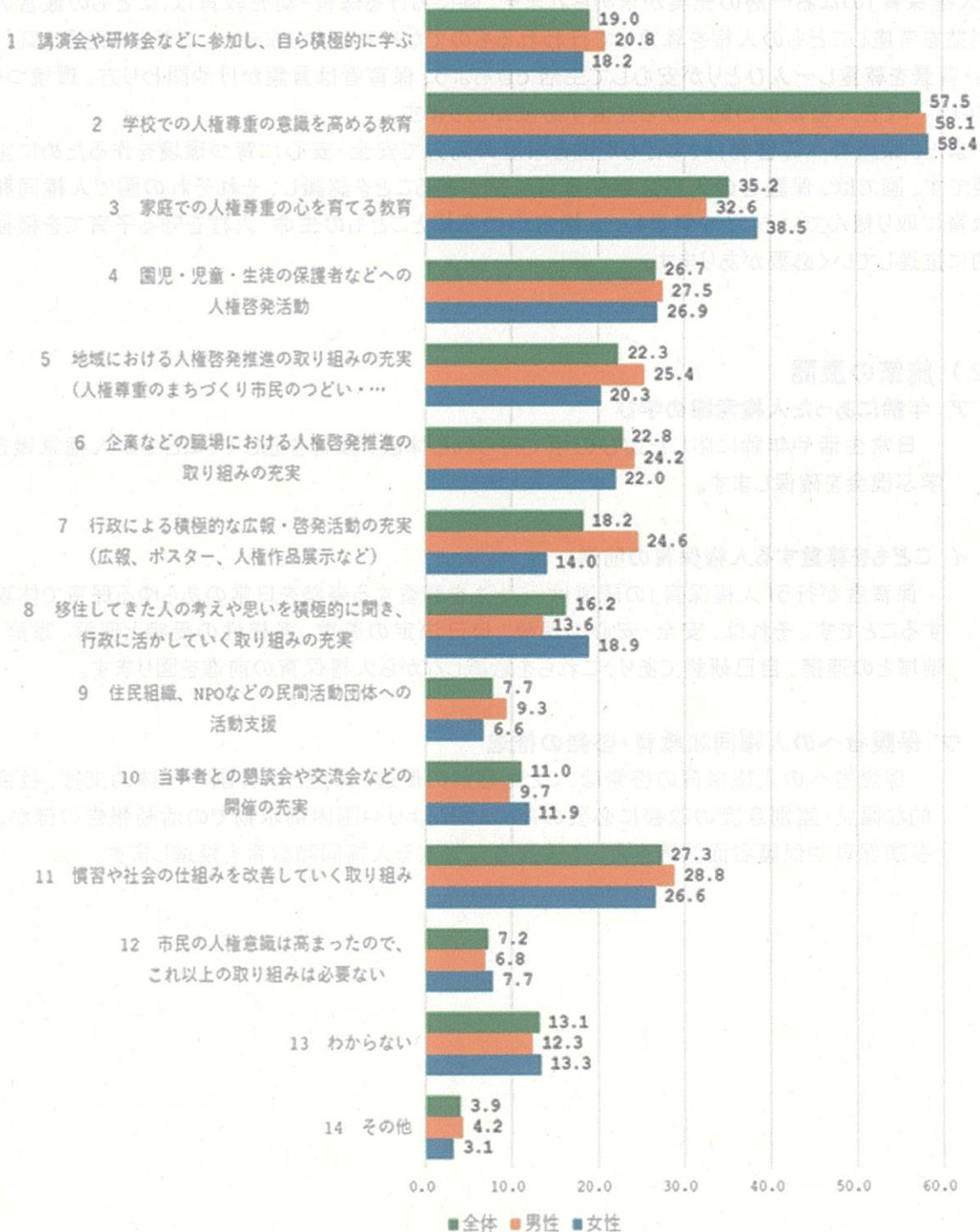
このため、職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚するとともに、常に人権の視点で立った施策の企画・実行・点検・改善にあたるよう、研修等により資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」等をふまえながら、地域、就学前、学校、企業などあらゆる場面で人権同和教育・啓発の施策を推進します。

東御市が、今後も差別のない人権尊重の社会をつかっていくためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。あなたは、部落差別についてどのように考えていますか。（複数回答可）

（回答者数 565 人、回答件数 1,564 人）、「人権と暮らしについての意識調査」

【全体】



# 1 就学前における人権同和教育

## (1) 現状と課題

幼児期は、人間形成の基礎を作るうえで最も大切な時期であり、幼児の発達段階に応じて人権尊重の芽生えを育むために重要です。このことから、互いを尊重し合い豊かな人間関係を培う「人権保育」のなお一層の充実が求められます。園における保育・幼児教育は、こどもの最善の利益を考慮しこどもの人権を尊重して行われるものでなければなりません。こどもの意思・気持ち・背景を尊重し一人ひとりが安心して生活できるよう、保育者は言葉かけや関わり方、環境づくりのすべてを人権尊重の観点から見直す必要があります。

また、保護者への啓発は、こどもが園と家庭の両方で安全・安心に育つ環境を作るために重要です。園では、保護者の人権意識や理解に差があることを認識し、それぞれの園で人権同和教育に取り組んでいることを発信し、人権意識の高揚とこどもの生命・人権を守る子育てを積極的に推進していく必要があります。

## (2) 施策の展開

### ア 年齢にあった人権意識の学び

日常生活や年齢に応じた遊びの中で得られる体験、教材を通じて、こどもが人権意識を学ぶ機会を確保します。

### イ こどもを尊重する人権保育の前進

保育者が行う「人権保育」の認識は、こどもを尊重する姿勢を日常のあらゆる保育で体现することです。それは、安全・安心の保障、自己決定の尊重、多様性の受容と理解、家庭・地域との連携、自己研鑽であり、これらを意識しながら人権保育の前進を図ります。

### ウ 保護者への人権同和教育・啓発の推進

保護者への人権保育の啓発は、こども理解の促進、家庭と保育園の一体的支援、社会的な偏見・差別意識の改善に必要のため、園だよりや園内掲示物での活動報告のほか、参加保育や保護者面談等を通じて保護者に対する人権同和教育を推進します。

## 2 学校教育における人権同和教育

### (1) 現状と課題

学校における人権同和教育は、児童・生徒一人ひとりの人権感覚を磨き、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす実践力を身につけるためのものです。

そのためには、全ての教職員は人権尊重の精神に徹し、差別撤廃を自己の課題として受け止め、差別され疎外されがちな児童・生徒に寄り添い、一人ひとりを理解し、ともに生きる仲間づくりを通して差別を失くす教育活動を推進しなければなりません。

実施にあたっては、地域の実態と児童・生徒には部落差別の歴史などについても正しく学び、差別の不当性をしっかり認識させるとともに、様々な差別の解消に向けて行動がとれるような人権感覚の育成に努めなければなりません。

さらに、社会人権同和教育との密接な連携のもと、児童・生徒のみならず、保護者の意識の高揚も図っていく必要があります。

### (2) 施策の展開

#### ア 学校人権同和教育における研究推進

市内の小中学校に勤務する教職員が講演や公開授業による研修を深め、学校での人権同和教育を進めます。

#### イ 人権同和教育主任会・人権同和教育委員会の実施

#### ウ 人権同和教育懇談会の実施

市における小中一貫の人権同和教育を推し進めるために、学校職員、関係団体市関係職員による懇談会を実施し、同和教育の充実を図ります。

#### エ 同和教育研究会等の研修参加

#### オ 人権作品の学校巡回展示

人権週間に合わせて募集した作文・ポスター・標語の最優秀作品、優秀作品を全小中学校に巡回展示し、人権同和教育の推進につなげます。

#### カ 人権同和教育教材の活用

様々な人権課題に対する学習教材として、副読本『あけぼの』を継続的に活用しながら全ての学校教育活動を通じた人権同和教育を推進します。

「人権と暮らしについての意識調査」及び「部落差別に関する意識調査」の結果や、学校や地域の暮らしの中にある、あらゆる差別の問題を教材化し、生活と結びついた人権同和教育を推進します。

## キ 保護者に対する人権同和教育の実施

保護者への意識啓発を図るため、PTA会員の研修機会の拡充、家庭・地域の啓発活動を推進します。

## ク 指導主事による支援

人権同和教育担当の指導主事を中心に、小中学校からの講師派遣要請に対応し、本市の人権同和教育に沿った内容で教育支援、研修支援をします。

### 3 社会における人権同和教育

#### (1) 現状と課題

差別のない明るく働き甲斐のある職場づくりと、明るく住みよい地域づくりとは密接な関係にあり、職場から差別や偏見をなくすことは、地域社会から差別をなくすことにもつながっていきます。

「人権尊重の意識を高める教育」は決して学校だけで行えるものではなく、研修等への参加が少ない若い年代や働く世代の方々が学べる機会をどのようにして確保していったらよいか、取り組みを工夫し実現していくことが課題です。

また、多くの市民が働いている企業としての活動は、地域社会に大きな影響を及ぼしています。そのため、企業内での人権同和教育・人権啓発活動を通じて、経営者やそこで働く一人ひとりがお互いに人権を尊重し、差別のない明るい働き甲斐のある職場づくりに努め、人権問題の本質を正しく理解し、それぞれの立場で具体的に行動していくことが必要です。

例えば、職場の中では「女性」「外国人」「性的マイノリティ」「障がい者」など様々な人権問題が存在する場であり、法律的にも企業内の人権意識の高揚、企業対策などが求められていることから、様々な人権課題と直接かかわる職場での人権意識の向上を図っていく取り組みは大変重要であると考えます。

それは、従業員の生きがいにも結びつき、企業の活性化・生産性向上にもつながっていくことにもなります。企業で人権教育や啓発がより充実していくことは、人権が尊重されているまちなかにもつながっていくものと考えられます。

正しい人権感覚を磨いていける機会を多く持ち、市民一人ひとりの意識を変えていく取り組みを継続して行うことが必要です。

#### (2) 施策の展開

##### ア 人権啓発行事の開催

地域における啓発活動を推進するため、公民館との連携を強化し、人権啓発学習会を開催して、人権同和教育の推進を図ります。

市民が関心・興味をもって参加できる講演会や交流会などの啓発活動事業を行います。また人権週間にあわせて、「人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催し啓発に努めます。

##### イ 人権同和学習の支援

市民の学習機会や情報の提供、学習方法の提案、指導者育成など学習支援を図ります。各種団体での人権同和教育を進めるため、研修会開催の講師派遣などを支援します。

##### ウ 人権同和教育の周知

市民が人権問題への認識を深められるように、ホームページやコミュニティFM、市広報紙等に人権啓発に係る情報を提供、発信。人権啓発シリーズ「心の眼」を掲載します。

あらゆる人権問題の解決を図るための人権啓発冊子を作成し活用します。

図書館や人権啓発センターにおける人権啓発図書の実態に努めます。

人権啓発について、市のホームページの活用を図ります。

人権同和教育の一環として、人権啓発のポスター、作文、標語を募集し、その優秀作品を用い人権啓発に努めます。

#### エ 市職員・教職員に対する人権同和教育の実施

体系化された職員研修の計画を策定し、職員一人ひとりが自らの職務を通じて指導的役割が果たせるように計画的な研修を実施します。

#### オ 医療・福祉関係者に対する人権同和教育の実施

医療機関従事者や福祉施設職員、ホームヘルパーなどの医療・福祉関係者に対する人権学習の実施に努めます。

#### カ 東御市企業人権同和教育連絡協議会の活動支援

東御市企業人権同和教育連絡協議会(令和7年8月末現在「市内 81 社加盟)を中心に関係機関と連携して、企業の啓発活動を促進するため、研修機会及び啓発資料・情報の提供に努めます。

#### キ 企業に対する人権同和教育の推進

企業等における人権学習の充実が図られるよう、講師の紹介、資料の提供等の支援に努めます。

企業の人権に関する活動等の情報収集に努め、企業相互の情報交換や市民への情報発信に努めます。

#### ケ 人権同和教育指導員による支援

人権同和教育指導員を中心に、市内の関連機関や団体のほか、市外の行政機関からの講師派遣要請にも対応し、教育支援、研修支援をします。

#### コ 指導者の発掘と養成

地域や各団体、各機関での各種の研修会を充実するため、また、研修会への派遣要請に対応していくため、人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成、確保を図ります。

【 概要 】

【 趣 意 】

施策の概要(施策の名称、実施期間、実施場所)

### 第4章 課題別施策の推進様々な人権課題に対する現状と取り組み

#### 組 み

人権課題は多岐にわたるほか重層化しています。国では、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(令和7(2025)年変更)において、県においては平成22(2010)年に人権政策推進基本方針として主な人権課題を掲げ、施策を進めています。

さらに、第3回改定後には、LGBTQ 理解推進法や情報流通プラットフォーム対処法など、人権課題に関わる法律が新たに制定され、様々な人権課題に対する施策が推進されてきています。ました。

また、市では、令和5年に「東御市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

本計画第9章では、国及び県の人権課題の取り組みを踏まえながら、市の基本理念である「全ての人が尊重されるまちを目指す」ため、本市の実情に即して10項目99の人権課題における「現状と課題」を明らかにし、それらに対する「施策の方向」取り組みを示しました。

○課題別施策の体系

【 課 題 】

【 施策の方向 】

1 部落差別 (同和問題)	部落差別(同和問題)の早期解決、人権啓発学習の継続
2 子どもこどもの人権	児童虐待の予防・早期発見と早期対応、家庭・地域・学校の連携、子どもこどもの権利に対する理解
3 女性の人権	性別役割意識の解消、DVの防止
4 障がい者の人権	ノーマライゼーション及び共生社会の普及促進
5 高齢者の人権	偏見を取り除く、心配事の相談体制の充実
6 外国人の人権	交流の推進、異文化の相互理解、多文化共生の啓発
7 性的マイノリティの人権	性の多様性の尊重、パートナーシップ制度の周知
8 犯罪被害者等の人権	制度の周知、教育・啓発の推進、支援・相談体制の充実
9⊕ インターネットによる 人権侵害問題	インターネットの適切な利用に関する教育、啓発の推進
10⊕ その他の人権問題	正しい知識の普及、偏見の解消

# 1 部落差別（同和問題）

## （1）現状と課題

昭和 40(1965)年の同和対策審議会答申を受けて、昭和 44(1969)年の同和対策事業特別措置法制定以降 33 年間にわたって続いてきた「特別措置法」が平成 14(2002)年3月に終了しました。

その後も本市では一般施策として、部落差別(同和問題)の解消に向け、生活環境の改善や人権意識の高揚のための教育・啓発などの各種事業を積極的に進めてきました。その結果、住環境の整備をはじめとした物的な基盤整備や学校教育及び社会教育における積極的な同和教育の推進により、一定の成果をあげています。

しかし、現在でも被差別地区住民及び出身者の生活、教育、就労・労働、結婚などの実態に課題を残しています。以前の同和教育として学んできたままの知識・理解、就労、結婚などの面で克服すべき課題が残っています。

事実、「部落差別に関する意識調査」では、20代～40代の方が「結婚差別があった」と回答しており、平成 14(2002)年の「同和対策事業特別措置法」終了後も依然として差別が起きているという実態が見えています。

また、同和地区の問い合わせをはじめとする差別事象は後を絶っておらず、令和6(2024)年度に行った「人権と暮らしについての意識調査」の中でも、約 64%の方が現在でも部落差別があると思うと回答しています。

一方、「同和教育を学校の授業で教わった」と約 63%の人が回答しており、長年にわたって学校人権同和教育の取り組みが継続して行われてきたことの成果が出てきていると推察される反面一方で、「ほとんど差別はなくなった」「差別はなくなった」と回答した方が、35%以上もあり、現在の差別の現状と理解が結びつかない方も依然として多くいることが分かります。

さらに、差別が存在すると回答した方の中にも、部落差別は「自然になくなる」「自分とは直接関係ない」と回答した方が約 35%もあり、「部落差別解消推進法」成立の背景とは相反する人権意識を持った方が依然として多数いることから、間違った理解が根強く残っていることがうかがえます。

また、全国的に電話による同和地区問い合わせ事件、結婚差別や就職差別につながる身元調査事件、情報化社会を反映したインターネットを利用した差別助長行為などの差別事象が後を絶たず、差別意識の根深さは解消されていないのが現状です。

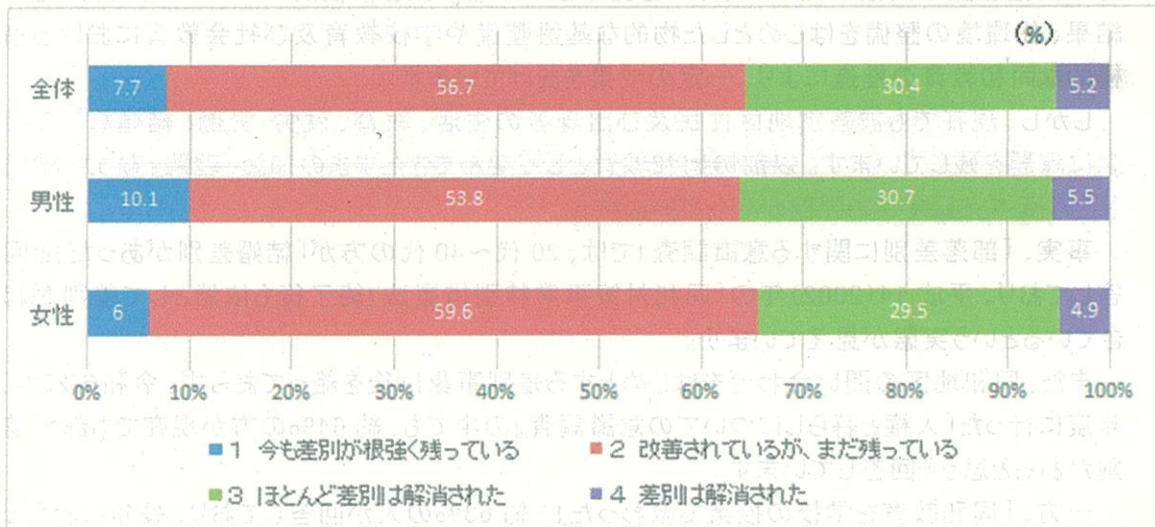
このように部落差別(同和問題)は重要な課題であり、「部落差別解消推進法」は、現在もなお部落差別が存在することを明記していることからこの法律が公布された理由をしっかりと受け止め、いく必要があります。

市民の差別意識の解消のため、市民への正しい知識を広めていくためにも、「部落差別解消推進法」の周知とともに、今後も継続的な学習機会の提供や、人権意識の高揚に関する諸施策を積極的に進め、行政はもとより市民の一人ひとりが主体的に取り組んでいく必要があります。

**部落差別 (同和問題)**

あなたは、部落差別についてどのように考えていますか。次の中からあなたのお考えに最も近いもの一つだけに○をしてください。

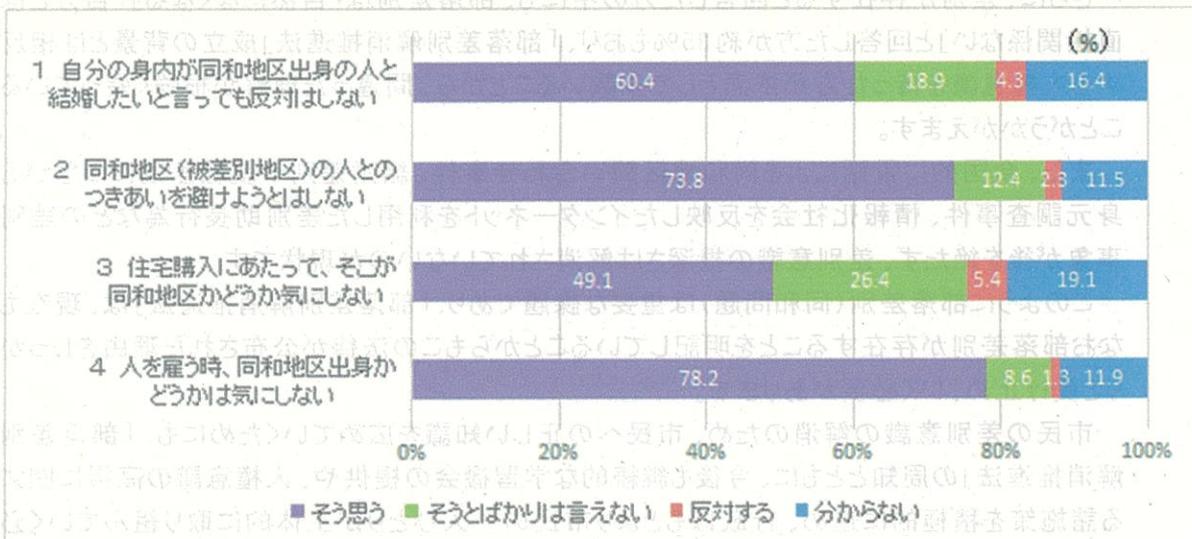
(回答者数 543 人)、「人権と暮らしについての意識調査」



あなたに次のような出来事が起きたとしたら、あなたはどのように考えますか。

次の中からあなたのお考えに最も近いものを選んでください。

(回答者数 525~535 人)、「人権と暮らしについての意識調査」



## (2) 施策の方向

### ア 学習・啓発活動の継続的な実施

部落差別(同和問題)の早期解決のために、地域でのテーマが他の人権問題となる場合でも、部落差別との関連につながる内容を取り上げるなどして継続的に進め、多くの市民が関心を持つことができるような取り組みを進めます。

### イ 部落差別解消に向けた事業の実施

これまで実施されてきた施策の成果を生かし、残された課題について、地域の実情をふまえ、必要な事業については一般対策事業の中で実施していきます。

### ウ 人権啓発センターを活用した地域交流事業

東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センター及び同和集会所を活用した各地域での交流事業を推進します。

### エ 相談事業の推進

東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センターにそれぞれ相談員を配置し相談事業を推進します。

### オ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」を排除するため、関係機関と連携し、啓発に取り組みます。

### カ 同和教育推進のための人材育成

差別解消に向け、**学校、地域社会等における同和教育を進めるため、教職員、市職員の人権意識の向上を図り、学校・企業・地域における同和教育を進めるための人材育成を図ります。**

**及び企業を中心とした研修を充実し、学校・地域での学習を深めるための人材育成を図ります。**

### キ 差別根絶に向けた取り組み強化と教育・啓発活動の推進

差別事象の根絶に向けた取り組みの強化と、部落差別(同和問題)に関する正しい認識の確立と体得、人権意識の高揚を図るための教育・啓発活動の効果的な推進に努めます。

### ク インターネットを始めとするSNSでの人権問題への対応強化

インターネット等を介した人権侵害が発生した場合、**県・法務局**をはじめとする関係機関などと連携し、差別情報の削除要請を行うとともに、適切な対応を図ります。また、差別事象の速やかな把握のため、市としても独自にモニタリングを継続して行います。

## 2 こどもの人権

### (1) 現状と課題

平成6(1994)年「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」が批准され、こどもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。こどもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会はこれを支援していかなければなりません。

しかし、今日の社会情勢は、情報化、国際化、少子高齢化及び価値観の多様化、核家族化、さらにコロナ禍以降は地域のつながりの希薄化など、著しく変化をしています。こうした状況は、子どもを取り巻く環境に大きな影響を与え、様々な課題を生み出しています。中でも、こどもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や、学校におけるいじめや不登校、こどもの自殺などの問題が増加している実態がみられます。特に、近年ではスマートフォン等、インターネットの普及に伴い、ネットを介してこどもの人権を侵害するトラブルも多く発生しています。

こどもの人権を守るには、家庭教育のあり方とそれを支援する地域社会の連携は不可欠になっています。家庭・地域・学校・行政が連携し、こどもの生命や人権を守り育てる環境づくりが大きな課題となっています。

こうしたことから、こどものあらゆる権利を守り、子どもをめぐる相互に関連する諸問題を抜本的に解決し、子どもに関する施策を幅広く整合性をもって検討、推進するため、「こども基本法」が令和5(2023)年4月に施行されました。

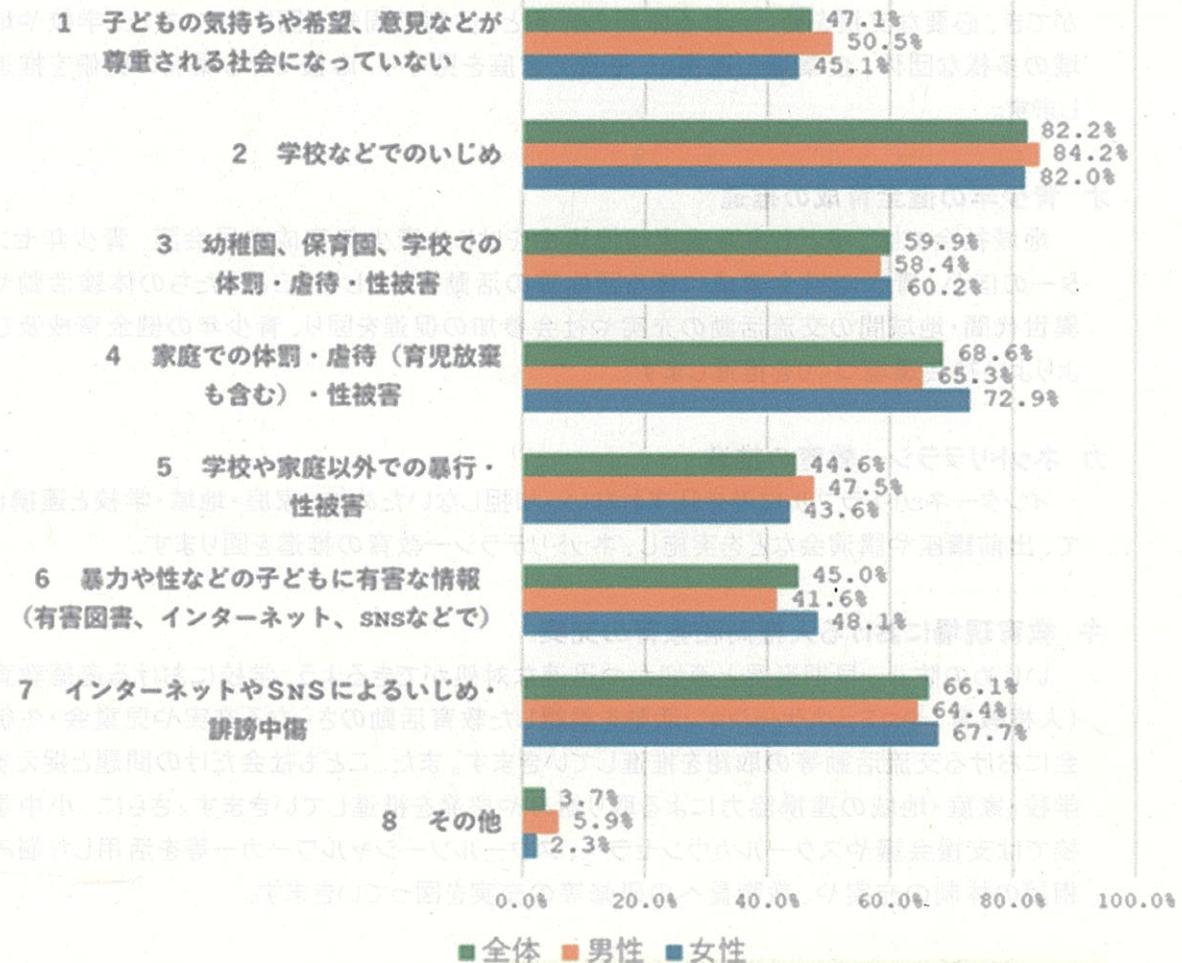
「子どもの権利条約」及び「こども基本法」を具現化していくには、家庭での子育て及びそれを支える地域社会、さらには保育所・幼稚園の就学前保育・幼児教育、学校における教育が連携していくことが大切です。家庭や地域社会はこどもの人権を守り、子どもたち自身も互いの人権を尊重し合うことを学ばなくてはなりません。すべての人が、生き生きと過ごせる環境を、大人も子どもも協力して作っていくことが重要です。

なお、こどもの施策に関する基本計画として、「東御市こども計画」を策定しています。

## こどもの人権

(こどもの人権が「守られていないと思う」と答えた方に)  
現在、どのような面でこどもの人権が守られていないと思いますか。(複数回答可)  
(回答者数 242人、回答件数 1,010件 「人権と暮らしについての意識調査」)

### 【全体】



## (2) 施策の方向

### ア こどもの権利に関する理解の促進と権利擁護

子どもを権利の主体として捉え、その権利が保障され、社会全体でこどもの自己選択・自己決定・自己実現を後押しするとともに、子ども達が差別や虐待、いじめ、暴力から守られ、安心して成長できる社会を実現するため、「**児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)**」などこどもの権利に関する理解啓発を推進します。

### イ こどもの意見を聴く機会の確保

子どもが自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。子ども達の意見形成を支援し、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

## ウ こどもが気軽に相談できる体制づくり

こどもが家庭や学校、地域などで、虐待やいじめ、犯罪に巻き込まれるなどの困難な状況に陥った時、一人で抱え込まずに相談できる場所があることを周知し、また、こどもが臆せず相談できる体制を整え、こども達に周知します。

## エ 相談支援体制の充実と周知

子育て家庭の孤立化を予防し、子育てへ不安感や負担感を抱える家庭が気軽に相談ができ、必要な支援を受けられる体制の充実と、体制の周知を図ります。また、学校や地域の多様な団体、企業等が連携し、子育て家庭を見守り、応援できる環境の整備を推進します。

## オ 青少年の健全育成の推進

地域社会では、子ども会育成連絡協議会をはじめ青少年育成市民会議、青少年センターのほか、青少年健全育成に係る団体等の活動をととして、こどもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動の充実や社会参加の促進を図り、青少年の健全育成及びよりよい社会環境づくりを推進します。

## カ ネットリテラシー教育の推進

インターネットトラブルに巻き込まれない、加担しないために、家庭・地域・学校と連携して、出前講座や講演会などを実施し、ネットリテラシー教育の推進を図ります。

## キ 教育現場における人権同和教育の充実

いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処ができるよう、学校における道徳教育（人権教育）やコミュニケーション活動を重視した教育活動のさらなる充実や児童会・生徒会における交流活動等の取組を推進していきます。また、こども社会だけの問題と捉えず、学校・家庭・地域の連携協力による取り組みや啓発を推進していきます。さらに、小中学校では支援会議やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した悩み相談の体制の充実や、教職員への研修等の充実を図っていきます。

## ク こどもの人権に関する啓発活動の推進

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などこどもの人権に関する意識の向上のための啓発活動を進めます。

## ク ケ 社会環境整備の推進青少年の非行・被害の防止活動

「東御市青少年健全育成条例」に基づき、こどもたちの健やかな育ちを保障する社会環境整備に努めます。

### 3 女性の人權

#### (1) 現状と課題

昭和 54(1979)年の第 34 回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、国、県及び市町村において女性の地位向上のための取り組みが進められてきました。本市は平成 16(2004)年 4 月 1 日の合併により、新市として平成 18(2006)年 3 月「東御市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成 21(2009)年 12 月「東御市男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づき前述のプランを改め、平成 24(2012)年 3 月「東御市男女共同参画推進基本計画」を 10 年間の計画として策定しました。5 年後の平成 29(2017)年の後期計画策定を経て、令和 4(2022)年 3 月には「第 2 次東御市男女行動参画推進基本計画」策定し施策の推進をしています。

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているところであり、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、例えば「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった、男女の役割を固定的にとらえる意識や、戸主に家の統率権限を与えた家制度的な考え、男性中心主義の考えは、今なお社会に根強く残っており、このことが、家庭や職場、地域社会においての女性差別の要因となっているとともに、女性の活躍を妨げる要因となっています。また、女性自身もその意識や考えにしばられている傾向もうかがえます。

女性差別のない社会の実現のためには、男性の意識改革が重要な課題です。それと同時に、女性自身が自己の意識改革と行動変容を積極的にしなければなりません。

そのためには、区等の役員や各種委員会・審議会等の施策決定の場における女性の参画率を伸ばしていくことも必要です。

近年、家庭内での暴力や極端な無視などのドメスティック・バイオレンス(DV)や若者を中心としたデートDV、職場等におけるハラスメント(嫌がらせ)、性犯罪などの女性に対する暴力が問題となっています。特に女性の場合、経済的理由から我慢して服従しているといったケースが多いという現状もあります。

最近では、生きづらさを抱える男性も増加傾向にあり、男性の人權という新たな課題も見えてきました。

困難な問題を方々のための、人權相談体制の充実や支援体制の整備が必要です。

これらについては、「東御市男女共同参画推進基本計画」に基づき施策を進めていきます。

## 女性の人権

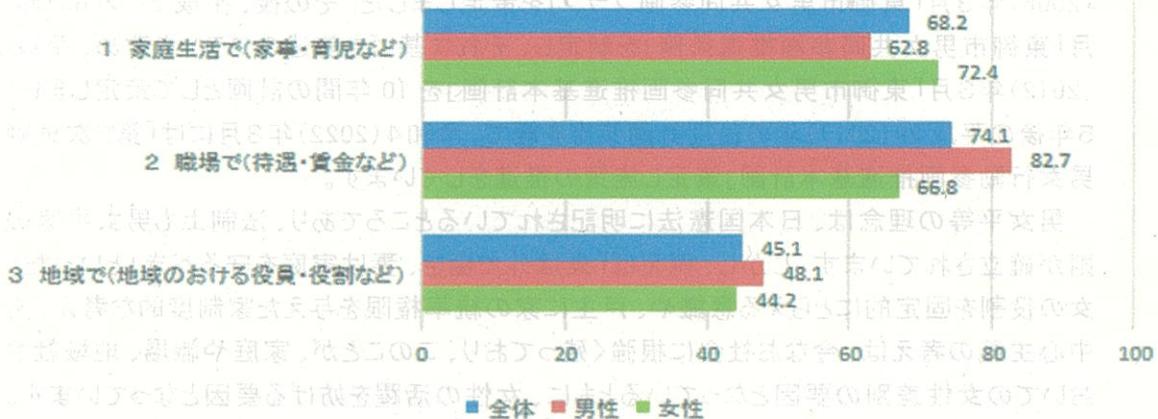
(女性に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に)  
現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。

数人の意見

(回答上位を抜粋)

(回答者数 390人、回答件数 1,122件、「人権と暮らしについての意識調査」)

### どのような面に差別の実態があると思いますか



## (2) 施策の方向

### ア 男女共同参画社会の構築に向けての教育と啓発

男女共同参画社会の構築に向けては、慣習や男性の意識を改革していくとともに、女性自身の意識改革と行動変容を積極的に行うことが必要であるため、全てのライフステージに応じた教育と啓発を行います。

### イ 就労場における男女共同参画の推進

女性の社会的自立へ向け、職場における女性の活躍の推進のための啓発を進めます。

### ウ ワークライフバランスの推進

活力ある社会づくりに向け男女双方のワークライフバランスが推進される社会づくりに取り組みます。

### エ DVやハラスメント等の防止、被害者の支援

ドメスティック・バイオレンス(DV)、デートDV、様々なハラスメント(嫌がらせ)、性暴力は誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて広く周知・啓発を行います。

また、女性に対する暴力や人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識高揚を促す啓発活動や、長野県女性相談支援センターや民間団体等と連携し、必要な時報提供等を行うとともに、被害を受けた場合の保護や自立支援を推進します。

### オ 誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくりの推進

生きづらさを抱える方々のための相談体制の充実を図るとともに、自らの健康を守るた

め性と生殖に関する健康の視点に立った教育・啓発を進めます。

### カ 地域・社会活動における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成促進のため、女性の各種委員会・審議会、地域活動等の施策決定の場への積極的な登用などに取り組みます。

また、男女共同参画の視点に基づく防災・災害対応に関する施策の推進を図ります。

## 4 障がい者の人権

### (1) 現状と課題

平成 5(1993)年、障害を理由とする差別禁止の理念が規定された「障害者基本法」の制定以降、平成 17 年(2005 年)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定され、共生社会の実現と基本的人権を持つ個人として尊厳にふさわしい生活を保障することが定められました。続いて平成 18(2006)年には障がいのある人の権利と尊厳を保護することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が国際連合総会で採択され、我が国においても平成 19(2007)年に署名し、平成 26(2014)年に批准しました。

またこの間、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立(平成 23(2011)年)をはじめ、「障害者差別解消法」が成立(平成 25(2013)年)し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消が推進されています。

中でも、「障害者差別解消法」は、平成 28(2016)年に施行され、行政機関や企業などの事業者等に対して「障がいを理由とする差別的取り扱い」を禁止するとともに、「障がいのある人に対する合理的配慮の提供」を義務付けています。

本市においても、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図っていくことが必要と認識する中で、令和 3(2021)年に「第 4 次障がい者計画」を、令和 6(2024 年)に「第 7 基障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進しています。

本市は現在、障がい(身体・知的・精神)の認定を受けている方が 1,982 人(令和 7 年 3 月末現在)おり、それらの人々を支援する市民活動も広がりを見せています。

障がい者の自立と社会参加の実現を図るため、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、障がいの有無にかかわらず人権・生活・就労において相互に人格と個性を尊重しあい、共生できる社会づくりを推進していくため、身の回りのバリアをなくすとともに、心のバリアを取り除き、共に暮らしやすい社会を創っていくことが求められています。

障がいのある人が、地域で安心して生きがいをもって生活できるよう、また、障がいがあっても、一般社会のなかで生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ本来あるべき社会であるとするノーマライゼーションに基づくまちづくりの条件整備が必要です。

本市には、障がい(身体・知的・精神)の認定を受けている方が 1,982 人(令和 7 年 3 月末現在)おり、それらの人々を支援する市民活動も広がりを見せています。障がい者の自立と社会参加の実現を図るため、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、障がいの有無にかかわらず人権・生活・就労において相互に人格と個性を尊重しあい、共生できる社会づくりを推進する必要があります。

障がい者にとって住み良いまちとは、障がいのない人にとっても住み良いまちです。身の回りのバリアをなくすとともに、心のバリアを取り除き、共に暮らしやすい社会を創っていく必要があります。

これらについては「東御市総合障がい計画」に策定されています。なお、「東御市総合障がい計画」は、障がい者の状況等を踏まえた、障がい者のための施策に関する基本的な計画の「東御市障がい者計画」及び障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画の「東御市障がい福祉計画」、「東御市障がい児福祉計画」の 3 つを

一体的に策定したものではありません。

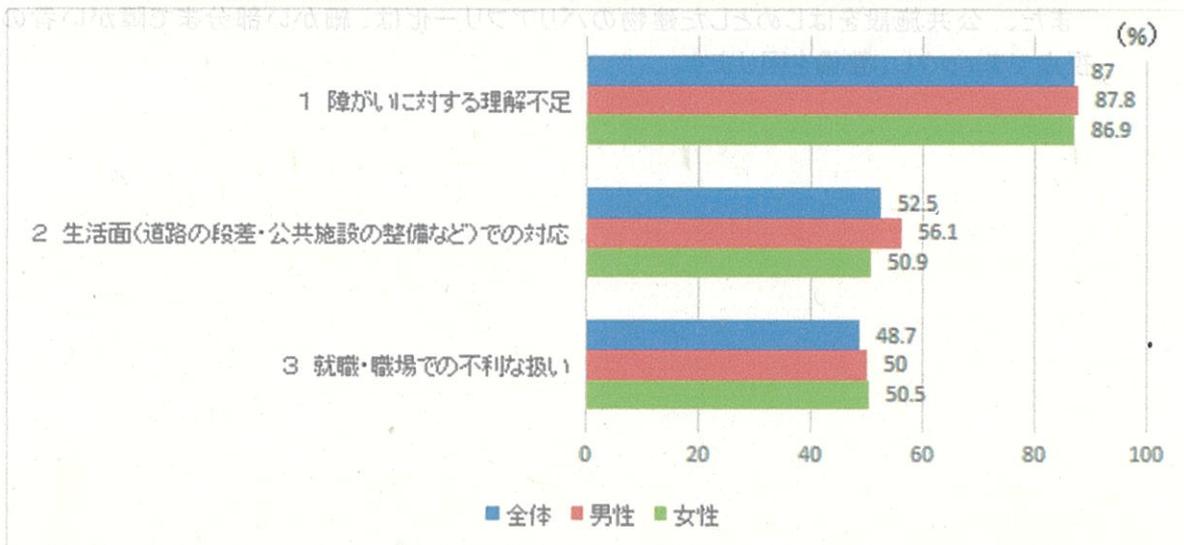
### 障がい者の人権

(障がい(身体障がい・知的障がい・精神障がい)のある人に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に)

現在、どのような場面に差別の実態や意識があると思いますか。

(回答上位を抜粋)

(回答者数 415人、回答件数 1,400件、「人権と暮らしについての意識調査」)



## (2) 施策の方向

### ア 障がいと障がいのある人への理解の促進

障がいのある人もない人も、共に生きる社会づくりを理念とする「ノーマライゼーション」や「共生社会の実現」の普及促進を進めるとともに、さまざまな機会を通して障がい者が抱える多様な課題について認識を深め、障がい者に対する理解を深めるための福祉教育や意識啓発を図ります。

### イ 障がい者の自立と社会参加への支援

障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がいのある人が自立して生活し、自己実現が可能となるように、ユニバーサル社会づくりを推進するため、交流会やイベントなどの、障がい者と健常者が接する機会を数多く設け、理解を深める取り組みを推進するとともに、地域におけるサービス基盤を整備し、**就労や社会参加の促進や福祉的就労から障害者の安定した一般雇用**につながる環境の整備に努めます。

### ウ 障がい者の意思や希望を尊重した支援と権利擁護の推進

障がい者やその家族の方の相談内容は、医療・保健・福祉・労働・教育など広範囲に及ぶため、各関係者の連携を強化して、より充実した相談ができるよう努め、障がいによって自らの意思が十分に伝えられなかったり、自立への自己決定が制限されたり、軽視さ

れないよう、障がいのある人の自己選択、自己決定を基本とする**権利擁護**支援を推進します。

## エ 障がい者が安心して暮らせる環境づくりの推進

障がい者が安心して暮らせる社会を社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。

また、公共施設をはじめとした建物のバリアフリー化は、細かい部分まで障がい者の視点でチェックし、整備を図ります。

## 5 高齢者の人権

### (1) 現状と課題

平成18年(2006年)4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援など、高齢者の人権を守り、尊厳ある生活を確保する取り組みが進められてきています。

また、令和6年1月1日には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」という。)が施行され、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすこと」(第1条)がその目的として示される中、認知症の人を権利の主体として尊重し、地域社会全体で支え合う共生社会の実現を目指すため、国や自治体の責務が定められました。

本市においても、令和6(2024)年に高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の人権を尊重し、人権を守ることでできる施策を明らかにした「東御市者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定し、その推進を図っています。

本市の令和7(2025)年4月1日現在における65歳以上の高齢者人口は9,501人であり、高齢化率は32.8%です。そのうち、75歳以上(後期高齢者)の人口は5,306人と65歳以上の5割強を占めています。また、令和7年2月時点での一人暮らし高齢者は1,635人、一人暮らしを除く高齢者のみの世帯は、1,584世帯あり、全世帯数の2割強が高齢者のみの世帯になっており、今後も増加し続けるものと予測しています。

これまでの地域社会や家族関係が大きく変容する中、親族及び地域の間関係が希薄に高齢者が孤立する傾向があることや、高齢者に対する偏見や差別、家庭内での寝たきりや認知症の高齢者への介護負担からの虐待の問題も発生していること、また高齢者が振り込め詐欺や悪質商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶たないといった、権利侵害の事例も深刻になってきています。

すべての高齢者が豊かな高齢期を送れるような施策を推進するとともに、高齢者がいつまでも心身ともに健康を保ち、地域社会で積極的な役割を果たしながら、その人らしく尊厳をもって生き生きと生活できるような地域社会を実現していくことが求められています。

本市の令和7(2025)年4月1日現在における65歳以上の高齢者人口は9,501人で、高齢化率は32.8%です。そのうち、75歳以上(後期高齢者)の人口は5,306人と65歳以上の5割強を占めています。また、令和7年2月時点での一人暮らし高齢者は1,631人、一人暮らしを除く高齢者のみの世帯は、1,581世帯あり、全世帯数の2割強が高齢者のみの世帯になっており、今後も高齢者人口は増加を続けると推測しています。

高齢者をめぐる課題としては、親族及び地域の間関係が希薄となり高齢者が孤立の傾向にあること、また、高齢者に対する偏見や差別、家庭内での寝たきりや認知症の高齢者への介護負担からの虐待の問題も発生しています。このため、高齢者の多くは、介護、健康、自立した生活に不安をもっている状況です。

また、高齢者が振り込め詐欺や悪質商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶たないことから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会づくりが求められています。

ちなみに、介護保険制度の認定者数は、1,757人(令和7年8月現在、65歳以上の要支

援（要介護認定者）で、65歳以上の18.4%が要介護等認定者となっています。

高齢者は、社会に参加し、自立した生活を継続したいという自己実現の願いを持っています。この願いを実現するには、高齢者の人権についての教育を推進し、介護、保健、医療、福祉の公的サービスの充実、地域社会や住民ボランティアの支援を含めたあらゆる角度から高齢者の人権を尊重し、人権を守ることでできる施策の展開、社会の形成が必要となっています。

なお、高齢者のための施策に関する基本的な計画として、「東御市高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を策定しています。

#### 高齢者の人権

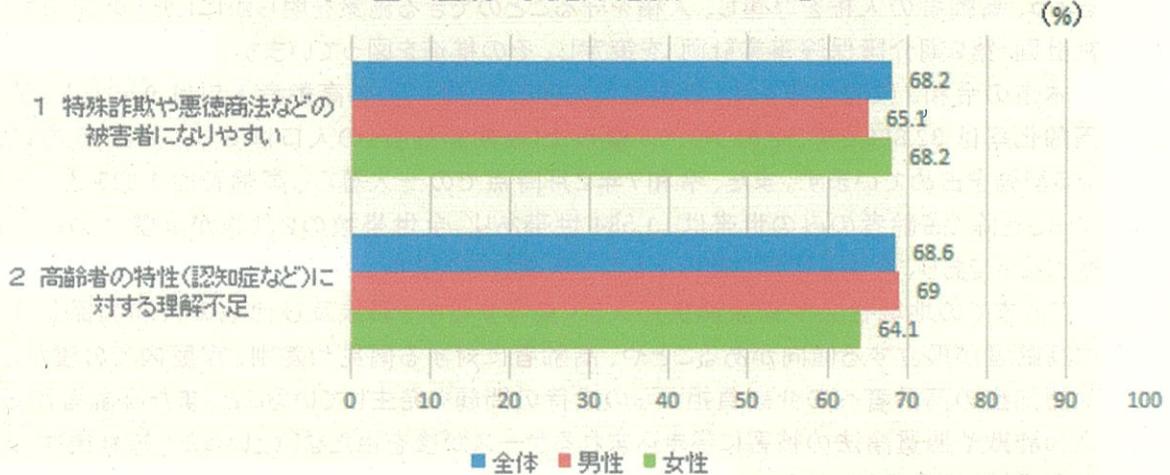
（高齢者に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に）

現在、どのような場面に差別の実態や意識があると思いますか。

（主だった回答を抜粋）

（回答者数 296人、回答件数 767件、「人権と暮らしについての意識調査」）

どのような面で差別の実態や意識があると思いますか



## (2) 施策の方向

### ア 高齢者の社会参加と生きがいづくり活動の推進

高齢者が生きがいを持ち、長年培ってきた知識や経験を活かして積極的に社会参加し、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりを進めます。

また、高齢者が主体性を持って社会参加できるような生きがいづくりとした活動ができるよう意識啓発や地域住民が主体となって運営を行う通所型サービスの充実を図るなど、地域における居場所を確保し、生きがい対策の推進を図ります。

この他、高齢者が生きがいを持った活動ができるよう生涯学習講座や社会教育団体等の受入れの充実を図ります。

~~また、高齢者の就労の場や地域における居場所を確保し、生きがい対策の推進を図ります。~~

### イ 高齢者の意思や希望を尊重した福祉サービスの提供と権利擁護の推進

高齢者が最期まで自分の意思で選択し生活できるよう寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を図っていきます。

また、高齢者本人やその家族が介護や権利擁護などについて相談できる場所の確保、相談体制の充実を図るとともに、虐待が発生した際の高齢者の安全確保のための方策や成年後見のさらなる普及啓発を図り、虐待防止と権利擁護の促進に努めます。

### ウ 高齢者が安心して暮らせる支え合いの地域社会づくりの推進

高齢者が安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。認知症など高齢者の特性について理解を深める啓発や学習に取り組みます。とともに、

また、隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の推進を図るとともに、官民協働による高齢者等日常生活サポート事業の一層の充実を図り、高齢者が安心して生活できる社会環境の整備に努めます。

この他また、振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。

### エ 高齢者を犯罪から守るための啓発の推進

振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。

## 6 外国人の人権

### (1) 現状と課題

近年、国際化の進展、外国籍住民の増加によって外国人の人権問題がさまざまな場面で取り上げられるようになり、国も平成 28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」を制定しました。

「ヘイトスピーチ解消法」は、日本に住んでいる外国出身者やその子孫に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、その解消に向けた取り組みを推進しようとするものです。

本市においては、令和7(2025)年4月1日現在 714 人の外国籍住民がいます。また、外国にルーツを持つ人も多く住んでいると推測します。外国人の児童・生徒は、地域の保育園、小・中学校に通っていますが、多くの児童・生徒は言葉や生活環境の違いに戸惑いながら学校生活を送っています。

また、市民は地域社会のなかで外国人と交流する機会が比較的少なく、新聞・テレビ等のメディア情報や周囲のうわさなどによって、外国人に対して思い込みや偏見を抱いて接してしまうことも考えられます。

様々な文化や多様性を認め合いながら、互いに尊敬しあい、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

そこで、就学前保育や幼児教育をはじめ生涯にわたる一貫した国際理解教育が必要となります。外国人の児童・生徒に向けては、日本語教育、母国語教育も必要です。そして、市民レベルでの外国人との交流活動の推進が必要です。

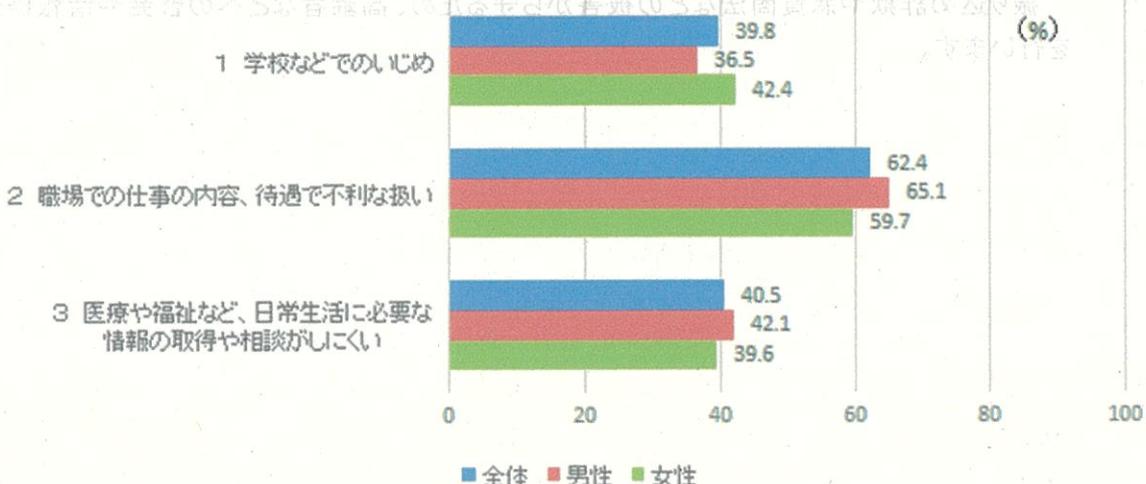
また、外国人が地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、情報提供の充実、相談窓口の明確化、就労の機会を確保するための取り組みが必要です。

#### 外国人の人権

(外国の人に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に  
現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。)

(回答上位を抜粋)

(回答者数 389 人、回答件数 1,080 件、「人権と暮らしについての意識調査」)



## (2) 施策の方向

### ア 国際感覚の習得の推進

「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、市民一人ひとりが国際理解を深め、豊かな国際感覚を身に付け、国際化の時代に対応できる視野の広い人づくりを推進します。

### イ 国際理解の推進

文化や習慣の違いなどを理解するために、市民団体等をつじた外国人との交流支援や市の国際姉妹都市である米国オレゴン州マドラス市との交流、東京オリンピック・パラリンピックのホスタウン相手国であるモルドバ共和国との交流を推進します。

### ウ 教育・啓発、支援・相談の充実

市民の国際理解を深め、国際交流活動を活性化する中で、お互いの文化や個性を尊重し、偏見や差別をなくすための教育・啓発、支援・相談体制の充実に努めます。

### エ 労働環境の整備、多文化共生の啓発

言語の違いによるコミュニケーション不足が、様々な問題を引き起こしている傾向があります。外国語の生活ガイドによる支援や総合的な相談窓口の設置、就職相談や人権相談などその内容に応じた相談窓口の情報提供など相談体制の充実に努めるほか、国等の関係機関と連携を図りながら、外国籍住民を雇用する企業に、働きやすい労働環境の整備や多文化共生に関する啓発を進めます。

## 7 性的マイノリティの人権

### (1) 現状と課題

「身体の性」と「心の性」との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇心の目にさらされたりして苦しんでいる人がいます。また、男性が男性を、女性が女性を好きになることに対しても偏見や差別があり学校でいじめられたり、職場に居づらくなることさえあります。

このような性的マイノリティを理由とする差別的な扱いについては、日本でも人権としての認識が高まってきています。令和4(2022)年には、性的マイノリティに対する理解を広めるための施策の推進に関するLGBT理解推進法(性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関するするが国民の理解の増進に関する法律)が制定されました。

県では、令和5年8月に性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す制度として、「長野県パートナーシップ届出制度」が施行されました。

市では、本制度に対応した各種の行政サービスを提供し、パートナーシップの届出をされた方への支援を行っています。

「人権と暮らしについての意識調査」では、性的指向及び性同一性障害に関しどのような人権問題が起きているか聞いたところ、「あると思う」「どちらかと言えばあると思う」の回答が72.4%ありました。具体的には「差別的言動」や「家族や知人に理解を得られないこと」など、「性的指向及び性同一性障がい者に対する理解が足りないこと」ものでした。

また、具体的に記述された意見では「よくわからない」「そういう人に会ったことがない」という回答が多く見られました。このことから、身近な人権問題として意識している方が少ないことが伺えます。

そのため、社会生活の様々な場面で人権侵害が生じています。そのため、差別や偏見を恐れて、カミングアウトすることができない現実があります。カミングアウトした場合でも、それを受け入れる側がきちんと受け止める対応ができなかったり、打ち明けられたことを他言してしまうアウトティングをという人権侵害も起こっています。

今後は、さまざまな場を通して、性的マイノリティの正しい知識や理解を持ってもらえる取り組みを行っていく必要があります。

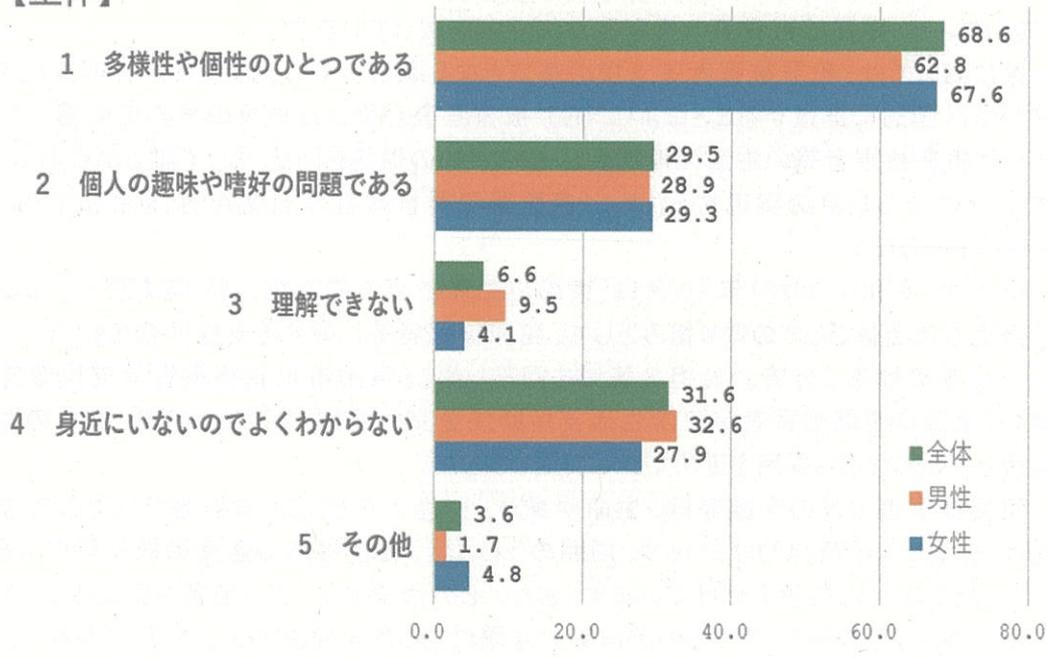
また、思春期に性に対する自認意識が起こりやすいということからも、義務教育の中で性的マイノリティに対する理解を深める教育や対応がより強く求められています。

## 性的マイノリティの人権

あなたは、LGBTQ（性的マイノリティ）についてどのようなイメージをお持ちですか。（複数回答可）

（回答者数 565 人、回答件数 742 件、「人権と暮らしについての意識調査」）

### 【全体】



## (2) 施策の方向

### ア 多様な性への認識・理解の推進

性的マイノリティの方々が抱える様々な問題解決に向けて、多様な性についての認識や理解を深め、尊重することができる社会の実現を目指します。

### イ 関係機関・団体との連携

当事者が抱える悩みや問題の解決に向けた施策について、関係機関・団体と連携し、様々な取り組みを推進します。

### ウ 専門機関や関係者と連携した相談体制の充実

当事者やその関係者からの様々な相談に適切に対応するため、専門支援機関や医療関係者等と連携して相談体制の充実に努めます。

### エ 教育・啓発の連携

多様な性に対する理解を進める教育、啓発活動を推進します。

### オ パートナーシップ制度の周知

性的マイノリティの方が大切なパートナーと共に、その人らしい人生を送ることができるよう、生活上の障壁を取り除くことをめざした「長野県パートナーシップ制度」が、令和5年8月に施行されました。市ではこの制度を準用するとともに、制度の周知を図ります。

## 8 犯罪被害者等の人権

### (1) 現状と課題

誰もが犯罪被害者となる可能性があることを踏まえ、近年、犯罪被害者やその家族等がおかれる厳しい社会状況や心理手的状況に対する関心が高まっています。

国では、平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、これに基づく「犯罪被害者基本計画」により、犯罪被害者等の権利利益の保護を図っています。

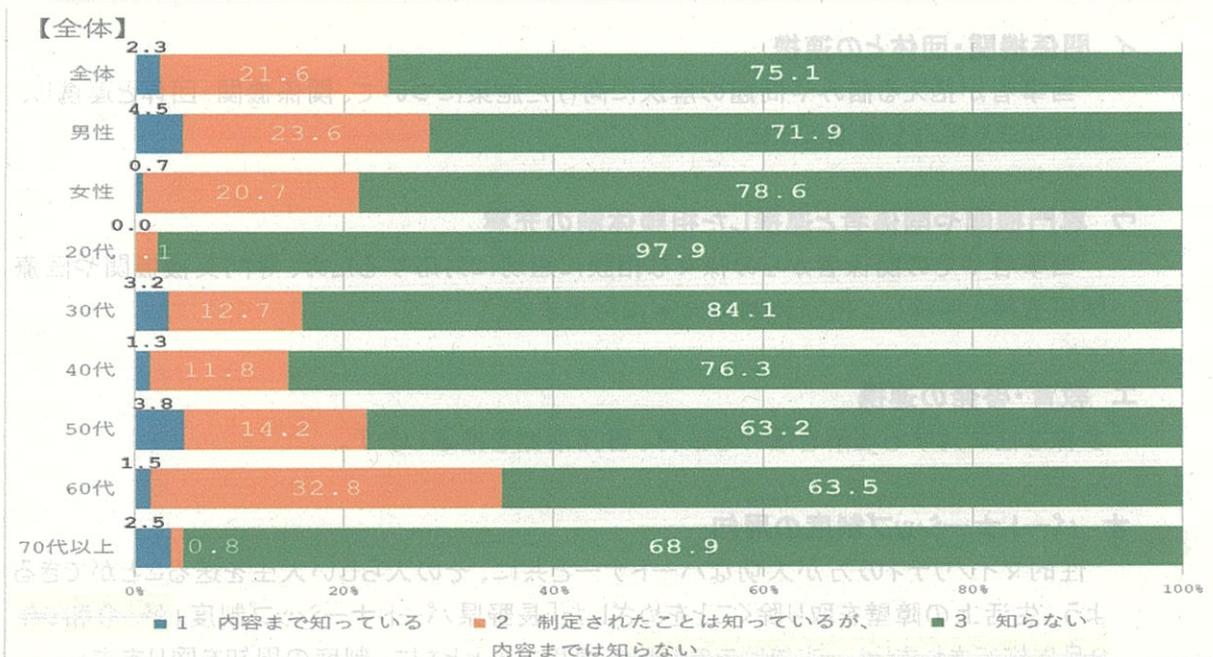
県においては、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現するため、「長野県犯罪被害者等支援条例」を令和4(2022)年に制定しました。

市では、令和5(2023)年10月に「東御市犯罪被害者等支援条例」を制定し、市民に一番身近な自治体としての取り組みとして、犯罪被害者等に対する支援情報の提供、日常生活支援等の提供、経済的負担の軽減を図るため、「東御市犯罪被害者等支援金支給要綱」「東御市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱」を定め、庁内、庁外の関係機関等と連携しながら運用を進めていくこととしました。

犯罪被害者やその家族等は、生命や身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害を受けたことによる精神的なショック、周囲のうわさ話、報道機関の過度の取材等による苦痛といった二次的な被害も受けています。また、その状況から、自ら被害を訴えることが困難なこともあり、犯罪被害者やその家族等の立場に立って人権を守っていく取り組みが必要です。

#### 犯罪被害者等の人権

東御市では、令和5年10月に「東御市犯罪被害者等支援条例」を制定しましたが、ご存じですか。(回答者数561人)「人権と暮らしについての意識調査」



犯罪被害者への支援として、今後、どのような取り組みの充実が必要だと思いますか。あなたのお考えと合うものすべてに○をしてください。（複数選択可）  
 （回答者数565人：回答件数1351件）「人権と暮らしについての意識調査」

【全体】



(2) 施策の方向

ア 条例・制度の周知

意識調査の結果から、本条例について知らない市民の割合が高いことから、条例制定の周知に努めます。

イ 教育・啓発の推進

関係機関等と連携し、犯罪被害者やその家族等に対する理解を深め、人権を守る対応ができるよう、学習・啓発活動を行います。

ウ 必要かつ支援の迅速・公正で途切れることのない支援

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供します。

エ 支援・相談体制の充実

市と関係機関等による相互の連携及び協力の下、犯罪被害者等が安心して相談ができる体制の充実に努めます。

## 98 インターネットによる人権侵害問題

### (1) 現状と課題

スマートフォンなどの普及によって、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、インターネットによる人権侵害は深刻な社会問題となっています。

また、インターネットによる人権侵害は「部落差別解消推進法」の成立の背景となった人権課題でもあります。

SNSなどに一度掲載された誹謗中傷や人権侵害に関わる情報は短時間で広範囲に広がり、完全に削除することが不可能となります。間違った情報を正しく判断できないことによる差別や偏見の拡散は人生をも狂わす危険性があります。

インターネットによる人権侵害は、誰もが一瞬のうちに加害者にも被害者にもなり得るという恐ろしさもあり、しかもあらゆる人権問題で起こり得る問題です。

国では、インターネット上の違法・有害情報に迅速に対応することを目的として、令和7年4月に従来の「プロバイダ責任制限法」を改正した「情報流通プラットフォーム対処法」を施行しました。これによって、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害の被害回復が実効的に行われるよう、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務化といった法整備が進んでいます。

これからは様々な人権問題において、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるため、インターネットとの関連にも触れていく学習や啓発を行っていく必要があります。

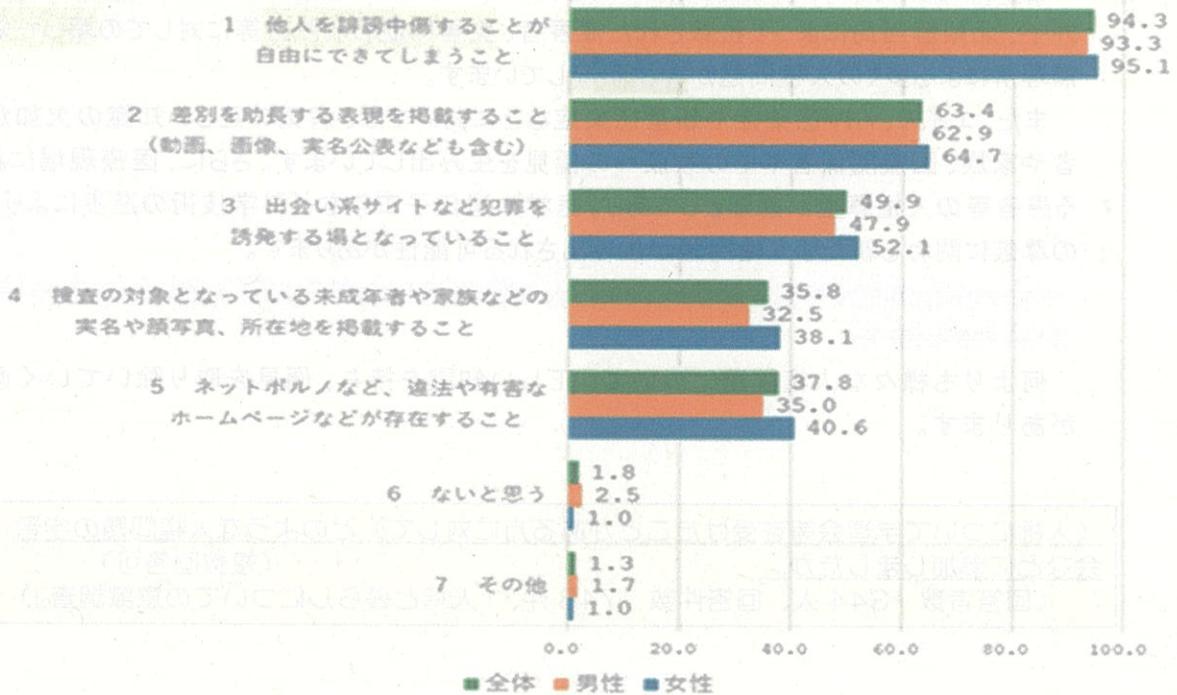
また、プライバシーの問題については、戸籍や住民票の不正取得による人権侵害も起きています。本市では、平成16(2004)年施行の「東御市個人情報保護条例」及び平成25(2013)年施行の「東御市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱」に基づき個人情報等の適正な取扱いに努めています。

## インターネットによる人権問題

あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。（複数回答可）

（回答者数 565人、回答件数 2,482件、「人権と暮らしについての意識調査」）

### 【全体】



## (2) 施策の方向

### ア 関係機関・団体との連携

プライバシーや名誉を傷つける情報はもとより、差別を助長、誘発し人権を侵害する事象に対しては、法務局をはじめとする関係機関・団体と連携し、問題の解決を図ります。

### イ ネットリテラシーの習得の推進

一人ひとりがネットリテラシーを習得し、正しい理解や認識を深めるための教育、啓発活動を推進します。

### ウ 学校教育での人権意識の育成

学校教育において、ネットリテラシー教育の中で人権に関わる意識を育てます。

### エ 教職員・市職員の人権意識の育成

個人情報扱うことの多い教職員や市職員には、セキュリティ研修を位置づけ、情報漏洩を起こすことのないようにしていくとともに、インターネットでの人権問題について敏感に対応できる意識を育てていきます。

### オ 本人通知制度の普及促進

住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図るため、事前登録による本人通知制度の普及に努めます。

## 109 その他の人権問題

### (1) 現状と課題

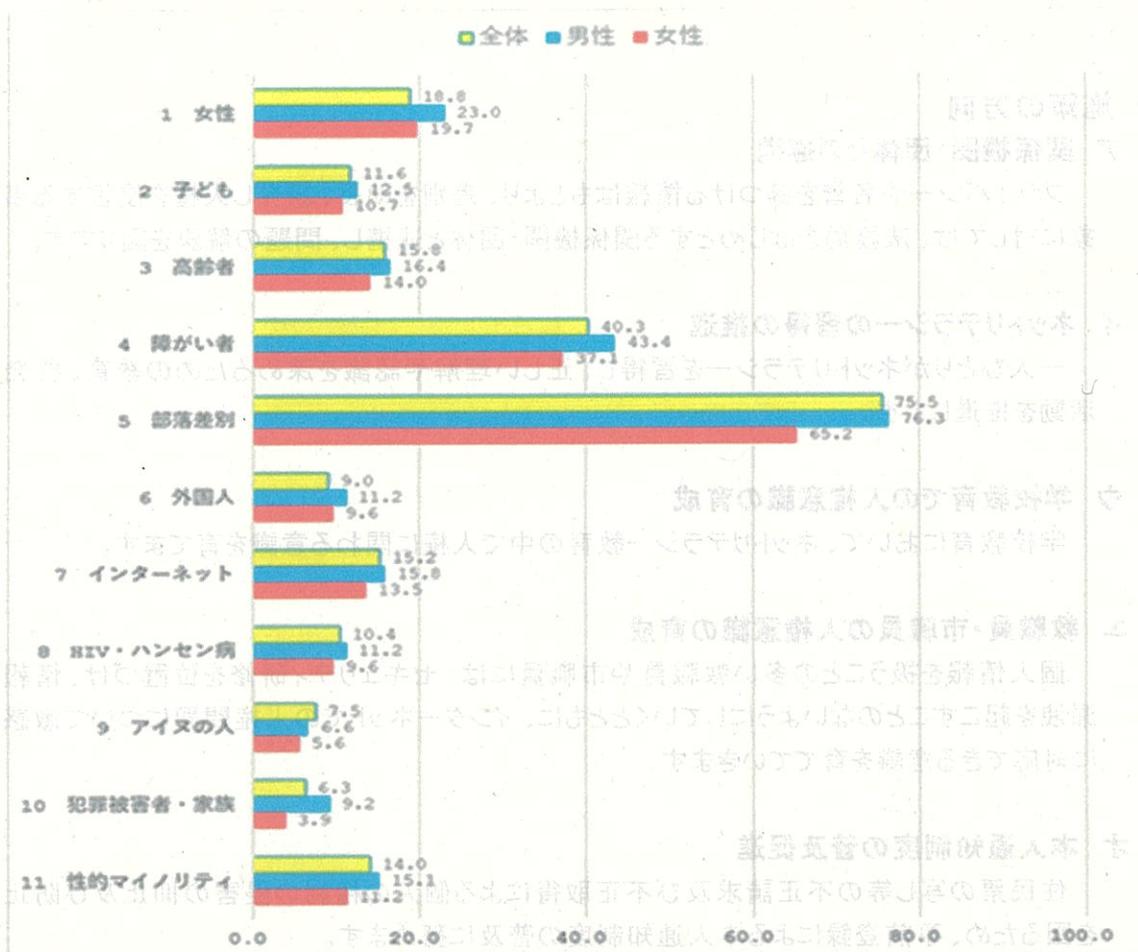
アイヌの人々、ハンセン病元患者、刑を終えて出所した人、**犯罪被害に遭われた人**、婚外子、北朝鮮当局によって拉致された被害者、**災害に遭われた方**等に対する**誤った知識**、無理解による多くの人権問題が**発生存在**しています。

また、エイズ、HIV感染症や新型感染症などにおいては、病気の正しい知識の欠如が患者や家族、医療関係者やその家族への偏見を生み出しています。さらに、医療現場における患者等の人権尊重が課題としてあり、医学や遺伝子工学など科学技術の進歩により、人の尊厳に関わる新たな人権問題が生み出される可能性があります。

~~また、犯罪被害者やその家族に対する人権侵害や心の傷の問題などについての対策が求められています。~~

何よりも様々な人権課題について、正しい知識を持ち、偏見を取り除いていく必要があります。

(人権について学習会等を受けたことがある方に対して) どのような人権問題の学習会などに参加しましたか。(複数回答可)  
(回答者数 344人、回答件数 748件、「人権と暮らしについての意識調査」)



## (2) 施策の方向

### ア 教育・啓発の積極的推進

それぞれの人権を尊重する姿勢が問われていることから、市民への正しい知識の普及と偏見を解消するための教育・啓発を積極的に行います。

### イ 複合的な人権問題の教育・啓発

新たな感染症や災害が発生した際には、さまざまな差別や偏見が起きてきます。こうした差別や偏見は、部落差別やハンセン病などの人権問題と共通する人権意識が浮き彫りとなってきます。こうした点を踏まえ、他の人権問題と関連付けた教育・啓発も行っていきます。

### ウ 支援・相談体制の充実

様々な偏見からくる差別や人権問題に対して関連機関等との連携を図り、支援・相談体制の充実に努めます。

東御市人権施策の基本方針・基本計画

平成 16 年 12 月	東御市人権尊重のまちづくり条例制定
平成 17 年 3 月	第 1 次総合計画策定
平成 18 年 2 月	人権施策の基本方針・基本計画の策定
平成 23 年 2 月	人権施策の基本方針・基本計画の第 1 回改定
平成 26 年 3 月	第 2 次総合計画策定
平成 28 年 3 月	人権施策の基本方針・基本計画の第 2 回改定
令和 3 年 2 月	人権施策の基本方針・基本計画の第 3 回改定
令和 7 年 3 月	第 3 次総合計画策定
令和 8 年 3 月	人権施策の基本方針・基本計画の第 4 回改定

東御市市民生活部人権同和政策課

〒389-0592

長野県東御市県 288-3

電話 0268-64-5902 FAX 0268-64-5011

Eメール [jinken-douwa@city.tomi.nagano.jp](mailto:jinken-douwa@city.tomi.nagano.jp)